同

二〇八)

を定める件 (同二一〇)

ᄪ

内閣府 国立印刷局)

発 行

目 令 次

省

O道路法施行規則の一部を改正する省 (国土交通八四

令

〇労働者災害補償保険法第八条の二第 一項各号の厚生労働大臣が定める額

官

条第二項及び第三項の規定に基づ

〇労働者災害補償保険法の規定による 年金たる保険給付等に係る給付基礎 日額の算定に用いる厚生労働大臣が

定める率を定める件(同二〇九)

法規的告示

を定める件(厚生労働二〇七

〇労働者災害補償保険法施行規則第九 自動変更対象額を変更する件

〇労働者災害補償保険法第十六条の六 一項等の厚生労働大臣が定める率

会基盤事業者の住所を変更する告示 律第五十条第二項に基づき、 る安全保障の確保の推進に関する法

(経済産業一一六)

〇高速自動車国道に関する件

(国土交通七四五)

〇砂防法第二条の土地を指定する件 〇水先人に免許を与えた件(同七四六)

る件 (同七四八)

「その他告示

0

 \triangleright

〇特定国外派遣組織を指定する件 (総務二六四)

O株式会社日本政策投資銀行法附則第 する件 定営業所を指定する件の一部を改正 一条の十第一項の規定に基づき、 (財務一九八) 指

(同一七五、

一七六)

〇株式会社日本政策投資銀行が危機対 在地を変更する公示 応業務を行う営業所又は事業所の所

(財務・農林水産・経済産業三)

〇障害者の雇用の促進等に関する法律 を廃止する旨を公示する件 が在宅就業障害者に係る業務の全部 の規定に基づき、在宅就業支援団体

(厚生労働二一一)

○経済施策を一体的に講ずることによ 特定社

〇砂防法第二条の土地の指定を解除す (同七四七、 七四九、七五〇)

○国債証券買入銷却法第一条の規定に

よる国債の買入消却に関する件

(同一九九)

内閣 庁 国家公安委員会 警察庁 国税

皇室事項

官庁報告

産 業

日本産業規格 (厚生労働省・経済産業省)

の推薦について(厚生労働省) 及び関係事業主を代表する者の候補者 第三十六条の規定に基づく関係労働者 労働保険審査官及び労働保険審査会法

長公示 日本海・九州西広域漁業調整委員会会 太平洋広域漁業調整委員会会長公示 (太平洋広域漁業調整委一八)

(日本海・ 九州西広域漁業調整委

会社その他

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示 (瀬戸内海広域漁業調整委一八)

〇海上における射撃訓練を実施する件 (防衛一七一

〇海上における水上標的に対する射爆 撃訓練を実施する件 (同一七二~一七四

〇海上における水上標的に対する射撃 訓練を実施する件

人事異動

暴力団員による不当な行為の防止等に

(京都府公安委告示配一)

関する法律第三条の規定に基づき暴力

関する法律第三条の規定に基づき暴力 暴力団員による不当な行為の防止等に

団を指定する件

団を指定する件

(広島県公安委告示配一)

団を指定する件 (山口県公安委告示配一)

暴力団員による不当な行為の防止等に 団を指定する件 関する法律第三条の規定に基づき暴力

(鹿児島県公安委告示配一)

九

公 告

諸 事 項

裁判所 購入あつせん業者の営業の廃止関係 有権者申出方、登録包括信用

0

破産、免責、 者不明関係 公示催告、失踪、 特別清算、 再生、 除権決定 所有

相続、

量 三

関する法律第三条の規定に基づき暴力 暴力団員による不当な行為の防止等に

をした件

(同七〇)

外国弁護士による法律事務の取扱い等

に関する法律第九条の規定による承認

日本国に帰化を許可する件

(法務省告示配六九)

省

令

(新設)

〇国土交通省令第八十四号

改正する省令を次のように定める。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)

第三十九条の八の規定に基づき、

道路法施行規則の一部を

国土交通大臣

中野

洋昌

令和七年七月二十五日 道路法施行規則の一部を改正する省令

の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定道路法施行規則(昭和二十七年建設省令第二十五号)の一部を次のように改正する。 欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 第四条の五の五 (占用物件の維持管理に関する基準) 改 正 後 これを加える。 改 正

通省令で定める基準は、次のとおりとする。 法第三十九条の八の国土交

当該占用物件の適切な維持管理を行うこ 占用物件の区分に応じ、当該イ又は口に 占用物件の巡視、点検及び修繕その他の るおそれがないように、適切な時期に、 通に支障を及ぼし、又は及ぼすこととな 道路占用者が、道路の構造若しくは交 道路占用者が、次のイ又は口に掲げる

官

間が満了した場合においてこれを更新 間が満了した場合においてこれを更新 その他これらに類するもの して五年を経過したとき及び占用の期 つては、当該許可を受けた日から起算 の占用の期間が五年を超えるものにあ しようとするとき(許可を受けた道路 電柱及び電線並びに水管、 占用の期 下水道管

期間が満了した場合においてこれを更 新しようとするとき。 しようとするとき。)。 イに掲げるもの以外のもの 占用の

前

(占用物件の維持管理に関する基準)

第四条の五の五 法第三十九条の八の国 適切な時期に、占用物件の巡視、点検、 は及ぼすこととなるおそれがないように、 路の構造若しくは交通に支障を及ぼし、又通省令で定める基準は、道路占用者が、道四条の五の五 法第三十九条の八の国土交 繕その他の当該占用物件の適切な維持管理 を行うこととする。 修

(新設)

確認した旨を道路管理者へ報告するこ

定めるときに、当該占用物件の安全性を

三 こと。 協議会等。以下この号において同じ。)が 事情を勘案して道路管理者が定める期間 道路の構造若しくは交通の状況その他の 件の規模若しくは種類その他の事項又は 必要と認めるものについて、当該占用物 施に係る計画、その実施状況及び結果そ に一回の頻度で、 が組織されている場合にあつては、当該 協議会その他これに準ずるものをいう。) 関する事項のうち、道路管理者(協議会 の他の当該占用物件の維持管理の状況に 道路占用者が、 前号イに掲げる占用物件にあつては、 (法第二十八条の二第一項に規定する 当該占用物件の点検の実 道路管理者へ報告する

この省令は、 附 則 令和八年四月一日から施行する。

法 規 的 告 示

○厚生労働省告示第二百七号

(新設)

の区分に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に定める額とする。いて読み替えて準用する場合を含む。)の厚生労働大臣が定める額は、 算定の基礎として用いる給付基礎日額に係る同法第八条の二第二項各号(同法第八条の三第二項にお 保険法(昭和二十二年法律第五十号)の規定による休業補償給付、複数事業労働者休業給付若しくは 休業給付又は令和七年八月から令和八年七月までの月分の同法の規定による年金たる保険給付の額の き、令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間に支給すべき事由が生じた労働者災害補償 労働者災害補償保険法施行規則 (昭和三十年労働省令第二十二号)第九条の四第七項の規定に基づ 次の表の上欄に掲げる年齢階層

五十歳以上五十五歳未満	四十五歳以上五十歳未満	四十歳以上四十五歳未満	三十五歳以上四十歳未満	三十歳以上三十五歳未満	二十五歳以上三十歳未満	二十歳以上二十五歳未満	二十歳未満	年齢階層の区分	令和七年七月二十五日
七、五四八円	七、七二七円	七、四二八円	七、二七一円	六、九〇七円	六、六三四円	六、〇四一円	五、五九六円	場合を含む。)の厚生労働大臣が定 場合を含む。)の厚生労働大臣が定 第二項第一号(同法第八条の三第 第二項第一号(同法第八条の三第	
二五、九二九円	二五、三二円	二三、二四三円	二一、七一三円	一八、九二五円	一五、六二五円	一四、〇八七円	一四、〇八七円	大臣が定める額 一第二項において読み替えて準 三第二項において読み替えて準 三第二項第二号(同法第八条の 一第二項第二号(同法第八条の 第十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	- 厚生労働大臣 福岡 資麿

		医三分为多二氏 医二二人子
一四、〇八七円	四、二五〇円	七十歳以上
一七、一三五円	四、二五〇円	六十五歳以上七十歳未満
二二、四二五円	六、二三五円	六十歳以上六十五歳未満
二六、九七三円	七、二七三円	五十五歳以上六十歳未満
_		

〇厚生労働省告示第二百八日

金、 事由の生じたものに係る自動変更対象額については、 ることとなった労働者の当該障害年金に係る障害年金差額一時金であって、 働者障害年金に係る複数事業労働者障害年金差額一時金又は適用日前に障害年金を受ける権利を 族一時金又は遺族一時金であって、適用日以後に支給すべき事由の生じたもの及び適用日前に障 項において読み替えて準用する場合を含む。)の場合に支給される遺族補償一時金、複数事業労働 た労働者に関し法第十六条の六第一項第二号(法第二十条の六第三項若しくは法第二十二条の四 金及び複数事業労働者葬祭給付並びに休業給付、 複数事業労働者障害年金前払一時金、複数事業労働者遺族一時金、複数事業労働者遺族年金前払 葬祭料、 係る労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。以下「法」という。)の規定による年金 に基づき、令和七年八月一日(以下「適用日」という。)以後の同条第一項第五号に規定する自動労働者災害補償保険法施行規則(昭和三十年労働省令第二十二号)第九条第二項及び第三項の 障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金、 保険給付並びに適用日前に支給すべき事由の生じた法の規定による休業補償給付、障害補償一時 対象額 年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該障害補償年金に係る障害補償年金差額 適用日前に複数事業労働者障害年金を受ける権利を有することとなった労働者の当該複数事 遺族一時金、遺族年金前払一時金及び葬祭給付に係る自動変更対象額並びに適用日前に死 以 下 複数事業労働者休業給付、複数事業労働者障害一時金、複数事業労働者障害年金差額一時 「自動変更対象額」という。)を四千二百五十円に変更する。 ただし、 適用日前の期 障害一時金、障害年金差額一時金、障害年金前 遺族補償一時金、遺族補償年金前払一時金 なお従前の例による。 適用日以後に支給す

厚生労働大臣 福岡 資麿

○厚生労働省告示第二百九号

令和七年七月二十五日

官

給すべき事由が生じた同法の規定による障害補償一時金若しくは遺族補償一時金、複数事業労働 の同法の規定による年金たる保険給付又は令和七年八月一日から令和八年七月三十一日までの間 害一時金若しくは複数事業労働者遺族一時金若しくは障害一時金若しくは遺族一時金に係る給付 おいて読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき、令和七年八月から令和八年七月までの 「額の算定に用いる厚生労働大臣が定める率を次のとおり定める。 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第八条の三第一項第二号(同法第八条の

3,137.3	昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで
3,837.2	昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで
4,445.9	昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで
8,018.6	昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで
22,050.2	昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで
給付基礎日額の算定に用いる率 (%)	労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生 給付基礎日額の算定に用いる率 (%) 日の属する期間
厚生労働大臣 福岡 資麿	令和七年七月二十五日

160.9	
168.7	日から昭和56年3月31日ま
178.1	昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで
189.2	昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで
199.8	昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで
218.6	昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで
243.2	昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで
285.7	昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで
355.1	- 基礎 昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで
421.9	
487.5	昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで
555.9	昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで
646.7	昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで
739.6	べめ 昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで
835.3	2年 昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで
927.8	
1,022.3	
1,117.3	関 昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで
1,237.8	昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで
1,372.9	昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで
1,526.1	野金、 昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで
1,706.3	張び 昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで
1,813.3	はたる 昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで
1,930.4	昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで
1,959.0	規定 昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで
2,029.6	昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで
2,151.6	昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで
2,249.4	昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで
2,383.5	昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで
2,706.4	昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで

4

昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	153.3
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	149.4
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	144.6
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	139.9
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	136.6
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	133,5
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	128.9
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	125.3
平成2年4月1日から平成3年3月31日まで	121.7
平成3年4月1日から平成4年3月31日まで	117.0
平成4年4月1日から平成5年3月31日まで	114.7
平成5年4月1日から平成6年3月31日まで	113.0
平成6年4月1日から平成7年3月31日まで	110.7
平成7年4月1日から平成8年3月31日まで	109.1
平成8年4月1日から平成9年3月31日まで	107.5
平成9年4月1日から平成10年3月31日まで	106.5
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	106.9
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	106.5
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	105.9
平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	106.9
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	107.8
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	107.7
平成16年4月1日から平成17年3月31日まで	107.5
平成17年4月1日から平成18年3月31日まで	107.1
平成18年4月1日から平成19年3月31日まで	107.3
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで	107.1
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで	107.4
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	108.9
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	108.6

平成23年4月1日から平成24年3月31日まで	108.9
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで	109.6
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで	109.6
平成26年4月1日から平成27年3月31日まで	109.1
平成27年4月1日から平成28年3月31日まで	108.5
平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	108.3
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで	107.7
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで	107.1
平成31年4月1日から令和2年3月31日まで	107.1
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで	107.9
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで	107.0
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	105.6
令和5年4月1日から令和6年3月31日まで	103.8

○厚生労働省告示第二百十号

支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月 又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給す べき事由が生じた月の属する期間	支給された遺族補償年金等又は遺族補償 年金前払一時金等の額に乗ずべき率(%)
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	243.2
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	218.6
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	199.7
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	189.2
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	178.1

ĪII

昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	168.6
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	160.9
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	153.3
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	149.4
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	144.5
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	139.9
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	136,5
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	133,5
昭和63年4月1日から平成元年3月31日まで	128.8
平成元年4月1日から平成2年3月31日まで	125,2
平成2年4月1日から同年7月31日まで	121.7
平成2年8月1日から平成3年7月31日まで	125,2
平成3年8月1日から平成4年7月31日まで	121.7
平成4年8月1日から平成5年7月31日まで	116.9
平成5年8月1日から平成6年7月31日まで	114.6
平成6年8月1日から平成7年7月31日まで	113,0
平成7年8月1日から平成8年7月31日まで	110.6
平成8年8月1日から平成9年7月31日まで	109.0
平成9年8月1日から平成10年7月31日まで	107.5
平成10年8月1日から平成11年7月31日まで	106,5
平成11年8月1日から平成12年7月31日まで	106.9
平成12年8月1日から平成13年7月31日まで	106,5
平成13年8月1日から平成14年7月31日まで	105.9
平成14年8月1日から平成15年7月31日まで	106.8
平成15年8月1日から平成16年7月31日まで	107.8
平成16年8月1日から平成17年7月31日まで	107.6
平成17年8月1日から平成18年7月31日まで	107.4
平成18年8月1日から平成19年7月31日まで	107.0
平成19年8月1日から平成20年7月31日まで	107.2

平成20年8月1日から平成21年7月31日まで	107.1
平成21年8月1日から平成22年7月31日まで	107.4
平成22年8月1日から平成23年7月31日まで	108.9
平成23年8月1日から平成24年7月31日まで	108.6
平成24年8月1日から平成25年7月31日まで	108.9
平成25年8月1日から平成26年7月31日まで	109.5
平成26年8月1日から平成27年7月31日まで	109.6
平成27年8月1日から平成28年7月31日まで	109.0
平成28年8月1日から平成29年7月31日まで	108.5
平成29年8月1日から平成30年7月31日まで	108.3
平成30年8月1日から令和元年7月31日まで	107.6
令和元年8月1日から令和2年7月31日まで	107.1
令和2年8月1日から令和3年7月31日まで	107.0
令和3年8月1日から令和4年7月31日まで	107.9
令和4年8月1日から令和5年7月31日まで	107.0
令和5年8月1日から令和6年7月31日まで	105.6
令和6年8月1日から令和7年7月31日まで	103.8

備老

- 1 この表及び備考において「遺族補償年金等」とは遺族補償年金、複数事業労働者遺族年金若しくは遺族年金又は障害補償年金、複数事業労働者障害年金若しくは障害年金をいい、「遺族補償年金前払一時金等」とは遺族補償年金前払一時金、複数事業労働者遺族年金前払一時金若しくは遺族年金前払一時金又は障害補償年金前払一時金、複数事業労働者障害年金前払一時金若しくは障害年金前払一時金をいう。
- 2 平成2年7月31日以前の期間に係る遺族補償年金等又は同日以前に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等が支給された場合におけるこの表の適用については、同表中「支給された遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は支給された遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月の属する期間」とあるのは、「労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日の属する期間(支給された遺族補償年金等の額が労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(平成2年法律第40号)第1条の規定による改正前の労働者災害補償保険法(以下「旧法」という。)第64条の規定又は労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律(昭和55年法律第104号。以下「改正法」という。)附則第10条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和40年法律第130号)附則第41条の規定若しくは改正法附則第11条の規定による改正前の労働者災害補償保険法の一部を改正する法律(昭和48年法律第85号)附則第3条の規定により改定されたものである場合には、当該改定後の額を遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)の前年度の属する期間とし、支給された遺族補償年金前払一時金等の額が旧法第65条の規定により改定されたものである場合には、当該改定に際して支給されるものとみなされる遺族補償年金等についてその改定後の額を当該遺族補償年金等の額とすべき最初の月の属する年度の前年度の属する期間とする。)」とする。

- 3 平成2年8月1日以後の期間に係る遺族補償年金等又は同日以後に支給すべき事由が生じた遺族補償年金前払一時金等(その支給の対象とされた月又は支給すべき事由が生じた月が労働者災害補償保険法第8条第1項の算定事由発生日(以下「算定事由発生日」という。)(令和6年4月1日前のものに限る。)の属する年度の翌年度の7月以前にあるものに限る。)については、算定事由発生日の属する年度の翌年度の8月を当該遺族補償年金等の支給の対象とされた月又は遺族補償年金前払一時金等の支給すべき事由が生じた月とみなして、この表を適用する。
- 4 算定事由発生日が令和6年4月1日以後である場合は、支給された遺族補償年金等又は遺族補償年金前払一時金等の額に乗ずべき率を100%とする。

その他告示

○総務省告示第二百六十四号

のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次

令阳七年七月二十五日

総務大臣 村上誠一郎

- 二 国外派遣期間 令和七年七月二十六日から令和七年八月九日まで
- 三 派遣人数(既数) 二十人程吏
- 四 派 遣 地 域 パプアニューギニア独立国

〇財務省告示第百九十八号

成二十七年財務省告示第二百十九号)の一部を次のように改正する。株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件(平

令怕七年七月二十五日

財務大臣 加藤 勝信

○財務省告示第百九十九号

により令和七年六月十一日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定

令阳七年七月二十五日

財務大臣 加藤 勝信

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当た りの買入価格
利付国庫債券(物価連動・10年)	第21回	100,000,000円	101.68円
"	第22回	300,000,000円	103.69円
n .	第22回	1,000,000,000円	103.72円
n	第22回	300,000,000円	103.75円
"	第23回	3,000,000,000円	103.34円
n .	第23回	700,000,000円	103.40円
n	第23回	700,000,000円	103.49円
n .	第23回	2,000,000,000円	103.52円

"	第23回	2,000,000,000円	103.59円
"	第25回	100,000,000円	107.07円
n .	第25回	1,000,000,000円	107.27円
"	第25回	1,000,000,000円	107.29円
ıı .	第25回	3,500,000,000円	107.30円
n .	第25回	1,000,000,000円	107.32円
n .	第25回	300,000,000円	107.34円
n .	第25回	1,000,000,000円	107.35円
n .	第25回	1,000,000,000円	107.39円
n .	第25回	1,000,000,000円	107.43円
合 計		20,000,000,000円	

〇農林水産省告示第三号財 務 省

经存金業省

公示する。 対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第三項の規定に基づき、 株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第十七条第二項の規定に基づき、危機

令和七年七月二十五日

農林水産大臣 小泉進次郎財務大臣 加藤 勝信

経済産業大豆 武藤 容台

1 株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地

(1) 変更事項

変 更 前	変 更 後		
営業所又は事務所の名称:九州支店	営業所又は事務所の名称:九州支店		
郵便番号:810-0001	郵便番号:810-0001		
所在地:福岡県福岡市中央区天神二丁目12種	断在地:福岡県福岡市中央区天神一丁目11番		
1号	1号		
電話番号:092-741-7734	電話番号:092-741-7734		

(2) 変更年月日

令和7年7月22日

(3) 変更の理由

移転のため

○厚生労働省告示第二百十一号

旨の届出があったので、同条第二十二項第三号の規定に基づき公示する。規定により、同条第一項の在宅就業支援団体について、在宅就業障害者に係る業務の全部を廃止する障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第七十四条の三第十三項の

令和七年七月二十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

第三〇〇 第三〇〇

島田 高野

一五九号

富山県

第三〇〇

一六一号 六〇号

恭平 拓也 正彦

愛知県 三重県

東京都

令和七年七月七日 令和七年七月七日 令和七年七月七日

東京湾水先区

第三〇〇

体の名称 在宅就業支援団	の住所 在宅就業支援団体	代表者の氏名	務を行う事業所の所在地在宅就業障害者に係る業	廃止年月日
海はぐくみの森 フォニことばの ないない。 おいでもいる。 おいではいる。 おいではいる。 おいではいる。 というではいる。 といるではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 というではいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といるでもいる。 といると。 といる。 といると。 といると。 といると。 といると。 といると。 といると。 といると。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 とっと。 と	八号室 野室千七百二十八 がイラニ階 S 二一 の の の の の の の の の の の の の	木村美智子	津久礼二千八百十八番地熊本県菊池郡菊陽町大字	六日 七年六月
	日上に計			

〇経済産業省告示第百十六号

号)第五十条第一項の規定に基づき指定した特定社会基盤事業者の住所に変更があったので、 二項後段の規定に基づき、次のとおり公示する。 経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三 同条第

特定社会基盤事業の種類 令和七年七月二十五日

石油の備蓄の確保等に関する法律

(昭和五十年法律第九十六号)

第二条第五項に規定する石油精

経済産業大臣

武藤

容治

特定社会基盤事業者の名称 変更前の住所 東京都港区芝浦一丁目 コスモ石油株式会社 一号

三

東京都中央区京橋一丁目七番一号 変更年月日 変更後の住所

報

Ŧi.

令和七年七月二十二 日

〇国土交通省告示第七百四十五号

官

号)第七条第二項の規定に基づき、 次のように高速自動車国道の供用を開始するので、 告示する。 高速自動車国道法 (昭和三十二年法律第七十九

覧に供する その関係図面は、令和七年七月二十五日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦

令和七年七月二十五日 字所久保四一三〇番まで一部あった。同市大字豊田字鐘鋳場四〇三九番一から同市大字豊田字鐘鋳場四〇三九番一から同市大字豊田 始 0 区 国土交通大臣 時 令和七年七月二十七日十五 ; 用開始の期日 中野

西宮線中央自動車道

路線名

番まで 岡谷市湊字方久保道上四五九番から同市湊字新井三九八

〇国土交通省告示第七百四十六号

ので、水先法施行規則(昭和二十四年運輸省令・経済安定本部令第一号)第二条の規定に基づき、 水先法(昭和二十四年法律第百二十一号)第四条の規定により、 **第一号)第二条の規定に基づき、告次のとおり水先人の免許を与えた** 国土交通大臣 中野 洋昌

令和七年七月二十五日

第三〇〇 第三〇〇 第三〇〇 許番号 一五八号 一五七号 一五六号 松山 片山 村井駿太朗 氏 昂平 湧造 名 京都府 兵庫県 大阪府 道府 県名 都 令和七年七月七日 令和七年七月七日

令和七年七月七日 令和七年七月七日

免 許 年 月 日

内海水先区 水先区の名

内海水先区 内海水先区

伊勢三河湾水先区 東京湾水先区 伊勢三河湾水先区

〇国土交通省告示第七百四十七号

ω

34° 48′ 21.4227″

137° 31′ 05.4467″

34° 48′ 21.2822″

137° 31′ 06.1096″

137°

°31′05.9657″

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの |号) 第一条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

砂防法第二条の土地の表示

一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域 点 長野県茅野市玉川字原山の区域内の土地のう 次の一点から七点までを順次結んだ線及び 北緯三五度五八分四二秒九九六三

二点 北緯三五度五八分四三秒三八三〇 東経一三八度一八分一四秒一九八〇 東経一三八度一八分一三秒六一五七

三点 北緯三五度五八分三九秒七五三三 東経一三八度一八分一九秒九三一五

東経一三八度一八分二五秒二五二九 北緯三五度五八分三九秒九四六八

四点

六点 五点 北緯三五度五八分三八秒○○八四 東経一三八度一八分二四秒九七九〇

北緯三五度五八分三七秒一六五九 北緯三五度五八分三八秒七三九七 東経一三八度一八分一二秒五一三二 東経一三八度一八分一一秒九六一二

七点

〇国土交通省告示第七百四十八号

規定により指定した次の土地の指定を解除する。 令和七年七月二十五日 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の

砂防法第二条の土地に係る河川の名称 国土交通大臣 中野

砂防法第二条の土地の表示

結んだ線に囲まれた土地の区域 から九点までを順次結んだ線及び一点と九点を 定した同号十九に掲げる土地のうち、次の一点 昭和五十六年建設省告示第九百三十三号で指

称

2	1	浜	
34° 48′ 20.2293″	34° 48′ 21.0353″	北緯	
137° 31′ 05.2726″	137° 31′ 04.1082″	東経	

国土交通大臣 中野 9 ∞ ~ 6 ū 34° 48′ 21.0221″ 34° 48′ 20.9755″ 34° 48′ 20.9443″ 34° 48′ 19.5505″ 34° 48′ 20.2956″

137° 31′ 03.3995″

137° 31′ 05.1426′

○国土交通省告示第七百四十九号

137° 31′ 03.9196″

137° 31′ 03.4464″

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 一号)第一条の規定に基づき、 砂防法 令和七年七月二十五日 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 (明治三十年法律第二十九号) 第二条の 告示する。

河内西谷川 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 中野

国土交通大臣

鳥取県鳥取市河内 砂防法第二条の土地の表示 道路のうちその接している区間の道路敷 次に掲げる土地及びこれらの土地に接する

字丹坊 一四八八番三 一四八八番

一四八九番

地の区域を除く。 までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結 んだ線に囲まれた土地の区域(イに掲げる土 次に掲げる土地に存する標柱一号から七号 四九〇番一から一四九〇番三まで

鳥取県鳥取市河内 字土居上 七九八番五 号及び二号

七二〇番一 四八四番三 三号 七号

字丹坊

四八八番一 四号

四九一番 四九〇番三 五号

〇国土交通省告示第七百五十号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の

規定により、同条の土地を次のとおり指定するの 二号)第一条の規定に基づき、告示する。 令和七年七月二十五日 砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 国土交通大臣 中野

砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山口県山口市徳地岸見 線に囲まれた土地の区域

でを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号ま

字風呂ケ浴 字田平 | ○四○六番| ○四一一番 ○四○九番 〇四〇七番 二号及び八号 三号 七号 号

報

| ○四二五番

四号及び五号

区

域

〇防衛省告示第百七十一号 字森畠 字八幡 地先水路敷七二七番 | ○四三五番 六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

官

和七年七月二十五日 時 令和七年八月一日から同年九月三十日 防衛大臣 中谷 元

H

域 びにその上空で海面から高度三〇、 地点を結んだ線により囲まれる海面並 硫黄島東方の次のアから口までの四地 までの間、○八○○から一八○○まで 点を順次結んだ線並びに⑦及び뙤の二 四

区

八〇メートル以下までの間 北緯二八度一五分一五秒 東経一四六度二九分四七秒

(ウ) (1) 北緯二五度二五分一六秒 東経一四七度三七分四七秒

北緯二七度五五分一五秒 北緯二五度〇〇分一六秒 四五度三五分四八秒

(エ)

一四四度五七分四八秒

第 1514号

砂防法第二条の土地の表示

存在しないこと、また、射撃海面に がら実施する。 船舶等が存在しないことを確認しな

二 実施中は、実施艦に [B] 旗を掲

のとおり実施する。 令和七年七月二十五日

期

間

る海面並びにその上空で海面から高度 アの点と口の点を結んだ線により囲まれ 日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の アから口までの十点を順次結んだ線及び 五七二メートルまでの間

北緯三二度〇一分四三秒 東経一三二度三七分五一秒

(ウ) (1) 北緯三二度〇九分一三秒 東経一三二度五九分五一秒

北緯三二度〇二分一三秒 北緯三一度四八分一三秒 東経一三二度五九分五一秒

東経一三三度二九分五一秒

(エ)

(才) 北緯三一度四二分一三秒 北緯三一度○四分一三秒 東経一三三度二九分五一秒

(+) (カ) 北緯三一度二五分一三秒 東経一三二度〇七分五一秒

(ク) 北緯三一度三〇分四三秒 東経一三二度〇七分五一秒 東経一三二度〇九分二一秒

(ケ) 北緯三二度〇〇分一三秒 東経一三二度三四分五一秒

(コ)

北緯三二度〇三分一三秒

東経一三二度三七分五一秒

期

射撃訓練は、前記区域に航空機が

その他

実施艦等

自衛艦九隻、航空機五機

世界

三前記区域の各点の経緯度は、 測地系の数値である。

○防衛省告示第百七十二号

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次

関する法律(昭和二十三年法律第百七十 だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に での間、○八○○から一七○○まで。た 令和七年八月一日から同年九月三十日ま 八号)に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷 元

区

(ウ) 北緯三一

東経一二八度四五分五二秒 北緯三二度二〇分一二秒

実施機 航空機 船舶等が存在しないことを確認しなが ら実施する。 存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

○防衛省告示第百七十四号 地系の数値である。

二前記区域の各点の経緯度は、

世界測

のとおり実施する。 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次 令和七年七月二十五日

間 関する法律(昭和二十三年法律第百七十 だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に 令和七年八月一日から同年九月三十日ま での間、○八○○から一七○○まで。た 八号)に規定する休日を除く 防衛大臣 中谷 元

その他 実施機 航空機 船舶等が存在しないことを確認しなが存在しないこと、また、射爆撃海面に 射爆撃訓練は、前記区域に航空機が

区

域

北九州沖海面の次のアから田までの四点

地系の数値である。 前記区域の各点の経緯度は、

での間

空で海面から高度四、五七二メートルま んだ線により囲まれる海面並びにその上 を順次結んだ線及びアの点と口の点を結

(ア)

北緯三四度五一分一一秒

○防衛省告示第百七十三号

のとおり実施する。 海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次 令和七年七月二十五日

間 域 関する法律(昭和二十三年法律第百七十 だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に 令和七年八月一日から同年九月三十日ま 八号)に規定する休日を除く。 での間、○八○○から一七○○まで。た 防衛大臣 元

> その他 実施機

射爆撃訓練は、

前記区域に航空機が

航空機

東経一三〇度一二分三七秒 北緯三四度一六分五七秒

(工)

(ウ)

北緯三四度〇八分五二秒

東経一三〇度二九分〇一秒

(1)

北緯三四度四三分三一秒

東経一三〇度五二分〇一秒

東経一三〇度三五分〇六秒

ルまでの間 の上空で海面から高度四、五七二メート を結んだ線により囲まれる海面並びにそ 四点を順次結んだ線及びアの点とエの点五島列島南方海面の次のアから田までの

北緯三二度二〇分一二秒 東経一二九度〇九分五二秒

○防衛省告示第百七十五号

二前記区域の各点の経緯度は、

世界測

地系の数値である。

船舶等が存在しないことを確認しなが

存在しないこと、また、射爆撃海面に

海上における水上標的に対する射撃訓練を次の

とおり実施する。

令和七年七月二十五日

(1) 北緯三一度四七分一二秒 東経一二九度〇九分五二秒

東経一二八度四五分五二秒 度四七分一二秒

(エ)

区

期 域 間 令和七年八月一日から同年九月三十日ま 八号)に規定する休日を除く。 防衛大臣 中谷

海面から高度三○四メートルまでの間 線により囲まれる海面並びにその上空で 半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ 線及び付と⑦を前記中心点を中心とする 計回りの弧で結んだ線、田と闭を結んだ 秒の点を中心とする半径一二○海里の時 点を順次結んだ線、ゆと田を北緯二六度 沖縄島北方海面の次の穴からゆまでの三 関する法律(昭和二十三年法律第百七十 だし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に での間、○八○○から一七○○まで。た 二二分一四秒、東経一二七度四七分五三

北緯二七度〇四分四五秒 東経一二六度四二分五九秒 東経一二六度三九分〇五秒

北緯二七度〇五分二六秒

(ウ) 北緯二七度三〇分一四秒

東経一二五度五六分五三秒

X

域

○防衛省告示第百七十六号

事 異

実施機 航空機

(工)

(才)

東経一二七度二五分三五秒 北緯二七度三二分〇二秒 東経一二七度〇七分五三秒 北緯二八度一七分一四秒

その他 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、前記区域に航空機が存

二 前記区域の各点の経緯度は、 地系の数値である 世界測

令和七年七月二十五日

期

とおり実施する。 海上における水上標的に対する射撃訓練を次の

間 令和七年八月一日から同年九月三十日ま 関する法律(昭和二十三年法律第百七十 での間、○八○○から一七○○まで。た 八号)に規定する休日を除く。 土曜日、日曜日及び国民の祝日に 防衛大臣 中谷 元 旦

の間 沖縄島南方海面の次のアから付までの五 上空で海面から高度三○四メートルまで 結んだ線により囲まれる海面並びにその 点を順次結んだ線及びアの点とオの点を

官

北緯二五度一四分一五秒 東経一二七度三四分五三秒

(1) 東経一二七度三四分五三秒 北緯二四度一六分四五秒

(工) (ウ) 北緯二五度〇四分四五秒 東経一二八度三九分五三秒 北緯二四度一六分四五秒

東経一二八度三九分五三秒

(才) 東経一二八度二九分五三秒 北緯二五度一四分一五秒

実施機

航空機

その他 等が存在しないことを確認しながら実 在しないこと、また、射撃海面に船舶 射撃訓練は、 前記区域に航空機が存

地系の数値である 前記区域の各点の経緯度は、 世界測

内 閣

○文部科学大臣臨時代理 国務大臣

中根

順子

中内閣法第十条の規定により臨時に文部科学大臣 の職務を行う国務大臣に指定する(七月二十二日) 文部科学大臣阿部俊子(あべ俊子)海外渡航不在 (三原じゅん子)

内閣事務官(内閣官房内閣審議官 官補付))に併任する (最高検察庁検事) 検事 (内閣官房副長 内藤惣一郎

内閣情報調査室に併任する

内閣情報調査室の併任を解除する(以上七月十七 官補付))の併任を解除する 内閣事務官 (最高検察庁検事) 検事 (内閣官房内閣審議官 (内閣官房副長 杉山 徳明

(総務省大臣官房付) 総務事務

官補付))に転任させる 内閣事務官(内閣官房内閣参事官(内閣官房副長 村 俊介

(内閣官房内閣審議官(内閣情 報調査室))内閣事務官 Ш 囲

警察庁に出向させる

(内閣官房内閣参事官 (内閣官 房副長官補付))内閣事務官 奥田

隆則

総務省に出向させる (内閣府大臣官房) 内閣府事務

室))の併任を解除する 内閣事務官(内閣官房内閣審議官 (内閣情報調査 素彦

内閣事務官(内閣官房内閣審議官

(内閣情報調査

内閣事務官 室))に転任させる (警察庁警備局付) 警視長 (内閣官房内閣参事官 (内閣情報調査 鶴代 隆造

内閣事務官(内閣官房内閣審議官 室))の併任を解除する (内閣情報調査

室)) に併任する(以上七月十八日)

東京国税局長を命ずる (国税庁次長) 同

動

警視庁公安部長を命ずる

庁

(警察大学校副校長兼警察庁長 官官房審議官

刑事局付を命ずる 警察庁刑事局組織犯罪対策部長兼生活安全局付兼

(警察庁刑事局組織犯罪対策部

警察大学校副校長兼警察庁長官官房審議官 安全局担当)を命ずる 服部 (生活 進

長兼生活安全局付兼刑事局付

担当)を命ずる 警察庁長官官房審議官(犯罪被害者等施策・調整

(警察大学校警務教養部長兼警 備教養部長兼特別捜査幹部研

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課 長を命ずる ター付)同 鎌谷 陽之

好孝

(警察大学校特別捜査幹部研修

国 税 庁

(財務省大臣官房審議官) 財務

田原 芳幸

(財務省大臣官房審議官) (国税庁調査査察部長) 同 同 藤崎雄二郎一彦

国税庁調査査察部長を命ずる (国税庁長官官房審議官) 同 **斎**須 朋之

小宮

敦史

国家公安委員会

(警察庁長官官房審議官(犯罪 被害者等施策・調整担当)) 警 若田

英

警視庁公安部長事務取扱を免ずる(以上七月四日) (警視庁副総監) 同 鎌田 徹郎

(生活安全局担

当))警視監 大濱 健志

組織犯罪対策第一課長) 同

(警察庁刑事局組織犯罪対策部

有隣

修所付兼警察政策研究セン

を命ずる (以上七月四日) 警察大学校警務教養部長兼警備教養部長事務取扱 所長) 同 櫻井 美香

国税庁次長を命ずる 国税庁長官官房審議官を命ずる(各通)

> 関東信越国税局長を命ずる(以上七月一日) (国税庁長官官房審議官) 司 中村

> > 稔

国税庁徴収部長を命ずる (熊本国税局長) 財務事務官 山崎 博之

辞職を承認する(以上七月十日) (国税庁徴収部長) 同 田島

皇 室 事 項

御答信

信があった。 下へ発せられた御祝電に対し、 天皇陛下から五月二十四日エクアドル大統領閣 六月二十六日御答

御答電

あった。 へ発せられた御祝電に対し、 天皇陛下から六月二十六日クウェート首長殿下 七月四日御答電が

官 庁 報

産 業

日本産業規格

第19条の規定に基づき公示する。 したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号) 令和7年7月25日に下記の日本産業規格を改正

令和7年7月25

経済産業大臣 厚生労働大臣 福岡 武藤 浴浴 資麿

改正された日本産業規格

クレーン―荷重及び荷重の組合 せに関する設計原則―第5部: 天井走行クレーン及び橋形ク (日本産業標準調査会審議) B8833—5

(内容省略)

備考 内容は、日本産業標準調査会ホー 済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産 局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノ 閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準 ページ (https://www.jisc.go.jp) において 業部においても閲覧に供する ベーション・環境局基準認証政策課、各経

労働保険審査官及び労働保険審査会法第 36 条の 規定に基づく関係労働者及び関係事業主を代表す る者の候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和31 年法律第126号) 第36条の規定に基づき指名した 労働者災害補償保険制度の関係労働者を代表する 者及び関係事業主を代表する者のうち、令和5年 9月11日付けをもって指名した者(関係労働者を 代表する者及び関係事業主を代表する者各2人) については本年9月10日をもってその任期が満了 する。

よって、同条及び労働保険審査官及び労働保険 審查会法施行令(昭和31年政令第248号)第22条 の規定に基づき、新たに関係労働者を代表する者 及び関係事業主を代表する者を指名したいので、 資格ある労働者の団体及び事業主の団体は、下記 によりそれぞれ関係労働者を代表する者及び関係 事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

令和7年7月25日

厚生労働大臣 福岡 資麿

1 推薦資格 推薦資格を有するものは、労働保 険の保険料の徴収等に関する法律(昭和44年法 律第84号) 第3条に規定する労災保険に係る労 働保険の保険関係の成立している事業に使用さ れる労働者の加入している労働者の団体又はこ れらの事業の事業主の加入している事業主の団 | 抵燃細和形闘紙化十七四 体であって、2以上の都道府県労働局の管轄区 域にわたって組織を有するものであること。

- 2 推薦手続 推薦に当たっては、別紙様式の推 薦書に候補者の履歴書を添付して提出するこ
- 3 推薦締切日 令和7年8月19日
- 4 推薦書及び添付書類の提出場所 〒105-0011 東京都港区芝公園 1 — 5 — 32 労働委員 会会館8階 労働保険審査会

様式

令和 年

厚生労働大臣 殿

団体名及びその代表者名

労働保険審査官及び労働保険審査会決第36条の 規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者と して、下記の者を推薦します。

氏	名	年齢	制度別	所属団体名及び 当該所属団体に おける地位	略歴	備考

- 注)1 所属団体名及び当該所属団体における地 位の欄には、被推薦者の所属する団体及び 当該所属団体における地位が2以上ある場 合は、その全部を列挙して記入すること。
- 2 略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は 所属していた団体における略歴を記入する こと。

太平洋広域漁業調整委員会会長公示第十八号

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十九号3辺の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚)の 採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

你留力用力正儿口 令和七年七月四日から今和七年七月三十一日まで 太平洋広域漁業調整委員会会長 北門 利英

日本海・九州西広域漁業調整委員会会長公示第十八号

日本海・九州西広域漁業調整委員会指示第七十九号33の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大 型魚)の採用を禁止する期間について、次のとおり公示する。

企性七年七月11日

日本海 • 九州西広域漁業調整委員会会長 田中 柴次

今和七年七月四日から今和七年七月三十一日まで

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長公示第十八号

順戸内海広域漁業調整委員会指示第四十八号33の規定に基づき、遊漁者のくろまぐろ(大型魚) の採捕を禁止する期間について、次のとおり公示する。

你在七年七月1日

瀬戸内海広域漁業調整委員会会長 脇田 和美

令和七年七月四日から今和七年七月三十一日まで

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、こ れを許可する。

你在七年七月二十五日

法務大臣 鈴木 馨佑

住所 横浜市神奈川区

バシチ・ジャネル 昭和58年5月22日生

バシチ・ハッヴァ 昭和60年6月28日生

バシチ・セムラ・エスマ 平成27年10月15日生

バシチ・ラーナ・ハフサ 平成29年11月8日生 バシチ・ネシベ・メルイエム 令和2年9月15 日生

住所 さいたま市中央区

バシューツカヤ・エレーナ・ワディモヴナ 平 成12年4月3日生

バシューツキィ・ドミトリィ・ワディモヴィッ チ 平成17年2月15日生

住所 相模原市中央区

グエン・テイ・ジェウ・トウイ 昭和58年2月 15日生

住所 東京都中央区

林佳敏 昭和60年5月29日生

住所 兵庫県西宮市

文智英 平成3年2月4日生

住所 東京都大田区

モハマド・ワヒブ・モハマド・アティア 昭和 55年6月29日生

サーラ・アハメド・モハマド・ユスフ・エッラ ワインディ 昭和55年12月26日生

マヤ・モハマド・ワヒブ・モハマド・アティア 平成21年1月11日生

住所 福岡県田川市

張静静 昭和59年3月9日生

劉一霏 平成24年6月6日生

劉芳菲 平成26年9月18日生

住所 爱知県丹羽郡大口町

マリア・リザ・オテロ 平成3年1月9日生

住所 川崎市多摩区

劉亜玉 昭和49年12月1日生

住所 川崎市幸区

唐龍姣 平成10年5月20日生

住所 横浜市南区

ジェラルデン・レイエース・クラハシ 昭和44 年5月25日生

住所 川崎市中原区

董興博 平成9年5月21日生

住所 横浜市神奈川区

周鴻超 昭和53年4月16日生

周俊良 平成20年8月20日生

住所 横浜市鶴見区

ジェミリン・カバリヤ・セト 昭和52年6月16

レイナ・マリ・カバリヤ・セト 平成15年3月 11日生

ジャスティン・エイジ・カバリヤ・セト 平成 19年3月16日生

住所 横浜市戸塚区

ギリャルメ・シリロ・レアンドロ 平成6年6 月2日生

住所 横浜市中区

プニタフェル・スバラマニ 昭和63年7月10日

ラター・プニタフェル 平成元年8月22日生 ハラジタクマラン・プニタフェル 平成28年10 月22日生

住所 横浜市神奈川区

カドカ・サガル 平成7年10月20日生

住所 横浜市中区

喬惠娟 昭和48年10月13日生

住所 横浜市鶴見区

グルン・アンビカ 平成4年5月13日生

住所 東京都八王子市

解馳 昭和55年7月22日生

解明華 平成30年9月4日生

住所 横浜市港北区

方皓 平成4年9月12日生

住所 大阪市住吉区

李三千雄 昭和49年5月25日生

住所 大阪市平野区

高栄 昭和36年8月17日生

住所 堺市南区

金眞央 平成5年5月11日生

住所 大阪市天王寺区

高雲鶴 昭和37年8月21日生

住所 大阪市浪速区

鄭豪哲 昭和58年4月27日生

住所 京都市南区

朴由香 昭和44年1月29日生

住所 名古屋市南区

李弘美 昭和47年1月13日生

住所 兵庫県宝塚市

文卿昭 昭和60年5月31日生

住所 東京都新宿区

エミン・クルシャット・アスラン 平成9年8 月8日生

大阪市西成区

住所 大阪市住之江区

高榮奭 昭和43年9月24日生

姜宇澤 令和5年12月21日生

侯宛廷

官

住所 東京都江東区

高榮德 昭和44年10月31日生

梁允粲

昭和46年4月11日

住所 東京都大田区

韋琦 昭和44年11月16日生

東京都江戸川区

住所 東京都板橋区

ツィン・マ・タイ

平成10年2月24日生

兪依慈

令和5年8月17日生

愈暁農 昭和59年10月24日生

潘櫻子 平成8年1月21日生 張瀅楠 平成7年8月7日生

東京都千代田区

茨城県つくば市

住所 東京都世田谷区

文宣雄 平成20年10月14日生 文錫榮 昭和40年6月26日生

コリン・アンドリュー・チェスニー

昭和61年

住所 東京都大田区

9月19日生

サウガト・グルン

昭和56年4月16日生

サイカ・グルン 平成25年9月10日生

ディヤ・アユ・ペルマタサリ

平成6年11月27

東京都江戸川区

生所 広島県福山市 宣忠孝 昭和50年10月3日生 金美香 昭和56年4月5日生 モハメッド・サーフウディン・アンサリ 鄭榮子 昭和34年7月10日生 元年9月3日生 静岡市葵区 千葉市若葉区 平成 Ŧi.

広島県公安委員会告示配第一号

平成11年12月11日生

住所 愛知県豊橋市

宣穂香 平成21年6月19日生

宣孝太郎 平成23年10月14日生

翟雅文

第 1514号

張健翔 平成16年6月9日生

大阪市平野区

李毓 平成5年2月24日生

大阪府箕面市

東京都渋谷区

孫卓然 昭和52年1月5日生

孫檣 昭和59年10月22日生

大阪市天王寺区

張子雞 平成9年2月14日生

朴聖邦 平成4年4月8日生

東京都墨田区

ヤヒタル・カリム

平成6年6月22日生

横浜市青葉区

東京都北区

住所 愛知県春日井市 徐玲香 昭和54年9月15日生

住所 名古屋市名東区

李春雨 昭和40年11月28日生

楊書瑜 平成7年7月30日生

大阪府豊中市

大阪市住吉区

平成元年4月23日生 平成9年3月16日生

孫萌乃佳 令和2年1月24日生 孫銘瑄 平成27年10月16日生

愛知県稲沢市

9年8月24日生 レアンドロ・タケシ・ミヤザト・オカダ

愛知県あま市

平成16年5

リナ・アユミ・ミヤザト・オカダ 月19日生

住所 名古屋市中村区 サミチャ・グルン 平成12年3月28日生

法務省告示配第七十号

おいて弁護士に相当する資格を取得している者と 定に基づき、次の者に対し、ニュージーランドに して外国法事務弁護士となる資格を承認した。 法律(昭和六十一年法律第六十六号)第九条の規 外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する 令和七年七月二十五日

名 アンドリュー・フィリップ・ダンカー 法務大臣 鈴木 馨祐

氏

千九百八十六年三月二十五日

づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として 律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基 次のとおり告示する。 指定するので、同法第七条第一項の規定により、 京都府公安委員会告示配第一号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

この指定は、令和七年七月二十七日から、 その

効力を生ずるものとする 令和七年七月二十五日 京都府公安委員会委員長 在田 正

秀

示した指定番号七四二二―一)

五日山口県公安委員会告示第二十六号により公

七四二五一一(令和四年七月二十

代表する者の住所 京都府京都市左京区下鴨代表する者の氏名 髙山義友希 乗寺塚本町二十一番地四 主たる事務所の所在地 京都府京都市左京区

名称 八代目会津小鉄会

宮河町五十四番地

公示した指定番号六一二二―一) 五日京都府公安委員会告示第百三十二号により 指定番号 六一二五—一(令和四年七月二十

律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基暴力団員による不当な行為の防止等に関する法 指定するので、同法第七条第一項の規定により、 づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として 次のとおり告示する。

効力を生ずるものとする。 この指定は、令和七年七月二十七日から、 その

令和七年七月二十五日

平成

主たる事務所の所在地 名称 六代目共政会 広島県公安委員会委員長 広島県広島市南区南 西野 泰代

四 大河町十八番十号 代表する者の住所 代表する者の氏名 荒瀬 広島県安芸郡府中町山 進

五日広島県公安委員会告示第五十号により公示 した指定番号七三二二―一) 三丁目一番十号 指定番号 七三二五—一(令和四年七月二十

Ŧi.

山口県公安委員会告示配第一号

次のとおり告示する。 指定するので、同法第七条第一項の規定により、 づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として 律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

効力を生ずるものとする。 この指定は、令和七年七月二十七日から、 令和七年七月二十五日

名称 七代目合田一家 山口県公安委員会委員長 今村 孝子

三丁目十三番六号 主たる事務所の所在地 山口県下関市竹崎町

代表する者の住所 代表する者の氏名 金 山口県下関市田中町十六 教煥

四

鹿児島県公安委員会告示配第一号

指定するので、同法第七条第一項の規定により、 次のとおり告示する。 律(平成三年法律第七十七号)第三条の規定に基 づき、次の暴力団を同条に規定する暴力団として 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法

効力を生ずるものとする この指定は、令和七年七月二十七日から、

令和七年七月二十五日

名称 四代目小桜一家 鹿児島県公安委員会委員長 鑪野

突町九番二十四号 主たる事務所の所在地 鹿児島県鹿児島市甲

代表する者の氏名 平岡

Ŧi. 五日鹿児島県公安委員会告示第六十九号により 丁目七番三十三号 指定番号 九六二五—一(令和四年七月二十 代表する者の住所 鹿児島県鹿児島市城山

公 告

公示した指定番号九六二二-一)

諸 事 項

Η 畞 覂 4

等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利 市原市五井海岸1番五井火力発電所の機械、器具 本日から32日以内に権利を申し出て下さい。 を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、 ジェネレーション合同会社の工場財団に、千葉県 令和7年7月25日 千葉県市原市五井海岸1番五井ユナイテッ

有権者申出方 - 葉地方法務局市原出張所

日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さ つき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の 元当局所属公証人山崎秀義の身元保証金還付に

令和7年7月25 山口地方法務局

の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。 き、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日 令和7年7月25日 元当局所属公証人梅田実の身元保証金還付につ 山口地方法務局

登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止に関する公示

割賦販売法(昭和36年法律第159号。以下「法」という。)第31条の登録をした者から、法第35条の 規定に基づく営業廃止の届出があったので、法第34条の4の規定及び割賦販売法施行規則(昭和36年 通商産業省令第95号)第68条の規定に基づき、次のとおり公示する。

会和7年7月25日

関東経済産業局長 佐合 達矢

名 称	称 株式会社三井住友銀行	
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	
登 録 番 号	関東(包)第104号	
営業廃止年月日	令和7年6月13日	

相続財産清算人の選任及び相 続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明 らかでないので、その相続財産の清算人を次のと おり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権 を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判 所に申し出てください。

☆ 令和7年(家)第7116号

東京都千代田区大手町1丁目9番4号 申立人 株式会社日本政策金融公庫 本籍神奈川県川崎市川崎区鋼管通1丁目18 番、最後の住所川崎市川崎区鋼管涌1丁目18 番28号、死亡の場所神奈川県川崎市川崎区、 死亡年月日令和5年6月15日、出生の場所山 形県最上郡大蔵村、出生年月日昭和19年11月 8日、職業会社経営者

被相続人 亡 佐藤 民雄 川崎市中原区新丸子東3丁目946番地関口組 小杉ビル3階 こすぎ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 切田 龍太

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第7140号

長野県下伊那郡高森町下市田1550番地の7 申立人 小池 有

催告期間満了日 令和8年2月18日

本籍長野県下伊那郡高森町下市田1550番地、 最後の住所川崎市多摩区宿河原5丁目18番 32-304号パラシオン・オビ、死亡の場所神 奈川県川崎市多摩区、死亡年月日推定令和6 年8月1日、出生の場所長野県飯田市、出生 年月日昭和42年1月14日、職業無職 被相続人 亡 小池 光俊

川崎市川崎区東田町6番地2ミヤダイビル5 階SKY総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 川村 官禎 催告期間満了日 令和8年2月12日

横浜家庭裁判所川崎支部

令和7年(家)第3019号

新潟県新発田市本町4丁目16番83号 申立人 社会福祉法人新発田市社会福祉協議会 本籍新潟県新発田市中央町3丁目甲410番地、 最後の住所新潟県新発田市西園町1丁目13番 13号、死亡の場所新潟県新発田市、死亡年月 日令和6年12月28日、出生の場所新潟県新発 田市、出生年月日昭和22年3月3日、職業無

被相続人 亡 杉浦 善久

新潟県阿賀野市中央町1-9-1 水原中央 町ビル3階5号室 阿賀野よろず相談法律事

相続財産清算人 弁護士 渡邊 悦子 催告期間満了日 令和8年3月3日

新潟家庭裁判所新発田支部

令和7年(家)第15061号

新潟県長岡市与板町東与板271番地3 申立人 安達 正伸

本籍新潟県長岡市与板町与板乙3612番地、最 後の住所新潟県長岡市与板町東与板271番地 3、死亡の場所新潟県長岡市、死亡年月日令 和6年7月14日、出生の場所新潟県三島郡与 板町、出生年月日昭和39年3月9日、職業無

被相続人 亡 安達 孝男

事務所新潟県長岡市弓町2-1-44むらやま 法律事務所

相続財産清算人 弁護士 村山 夏希 催告期間満了日 令和8年2月15日

新潟家庭裁判所長岡支部

令和7年(家)第40069号

長野県松本市双葉10番A-29号 県営住宅 申立人 宮澤 貞光

本籍長野県松本市渚1丁目122番地、最後の 住所長野県松本市渚1丁目1番49号、死亡の 場所千葉県柏市、死亡年月日平成24年3月14 日、出生の場所長野県松本市、出生年月日昭 和29年8月6日、職業無職

被相続人 亡 宮澤 和子

長野県松本市大手2丁目10番18号ただちやビ ル1階 宮田旭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 宮田 旭 催告期間満了日 令和8年2月9日

長野家庭裁判所松本支部

令和7年(家)第165号

静岡県静岡市駿河区西中原2丁目1-10西中 原ビル2 C加茂国際法律事務所

申立人 加茂 大樹

本籍静岡県牧之原市男神553番地、最後の住 所静岡県牧之原市男神607番地、死亡の場所 静岡県御前崎市、死亡年月日令和7年3月5 日、出生の場所愛知県豊橋市、出生年月日昭 和31年1月29日、職業無職

被相続人 亡 八木 正志

静岡県静岡市駿河区西中原2丁目1-10西中 原ビル2 C加茂国際法律事務所

相続財産清算人 弁護士 加茂 大樹 催告期間満了日 令和8年2月3日

静岡家庭裁判所島田出張所

令和7年(家)第818号

京都市左京区修学院鹿ノ下町1-4 申立人 瀧野 恵太

申立人手続代理人弁護士 大野 潤 本籍京都市左京区修学院登リ内町2番地、最 後の住所京都市左京区修学院登り内町2番 地、死亡の場所京都市上京区、死亡年月日令 和6年11月9日、出生の場所京都市左京区、 出生年月日昭和27年7月2日、職業不明 被相続人 亡 瀧野 博文 事務所京都市中京区鳥丸御池東入 アーバ ネックス御池ビル東館6階 御池総合法律事

相続財産清算人 弁護士 小原 路絵 催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第939号

兵庫県洲本市由良1丁目7番33号 申立人 廣田 正代

本籍京都市山科区厨子奥矢倉町33番地、最後 の住所京都府南丹市美山町又林寺ノ本15番 地、死亡の場所京都府南丹市、死亡年月日令 和6年8月5日頃、出生の場所京都府北桑田 郡平屋村、出生年月日昭和28年1月16日、職 業会社員

被相続人 亡 山口貴己男

事務所京都市中京区堺町涌御池下る 吉岡御 池ビル8階 弁護士法人みやこ法律事務所 相続財産清算人 弁護士 片山 美紀 催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第1017号

京都市伏見区醍醐南端山町22番地の21

申立人 出路 光一

本籍京都市中京区西ノ京職司町42番地、最後 の住所京都市伏見区醍醐上ノ山町11番地同和 園、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日令 和7年1月18日、出生の場所京都市上京区、 出生年月日大正12年9月25日、職業無職 被相続人 亡 嶌田 濵子

事務所京都市中京区二条通寺町西入丁子屋町 700番地 弘希ビル2階・3階 弘希総合法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 米田雄一郎 催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

Ŋ

令和7年(家)第1068号

京都市西京区山田四ノ坪町1番地6 申立人 田尻世津子

本籍京都市中京区壬生森町48番地、最後の住所京都市西京区大原野石作町256番地1 西山寮、死亡の場所京都市西京区、死亡年月日令和7年1月20日、出生の場所京都市中京区、出生年月日昭和25年3月12日、職業無職被相続人 亡 山本 正明

事務所京都市中京区鳥丸通二条上ル蒔絵屋町 263 京榮鳥丸ビル5階 藤原・橋本法律事 務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 式子 催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第1069号

京都市伏見区横大路下三栖山殿15番地73 申立人 林 漢基

本籍滋賀県高島市朽木能家156番地、最後の 住所京都市伏見区横大路下三栖山殿15番地 116、死亡の場所京都市伏見区、死亡年月日 推定令和6年8月1日から10日までの間、出 生の場所京都府久世郡宇治町、出生年月日昭 和20年11月21日、職業不明

被相続人 亡 田中 順子

事務所京都市中京区丸太町通鳥丸東入光リ堂 町420 京都インペリアルビル5階 洛新法 律事務所

相続財産清算人 弁護士 野澤 健 催告期間満了日 令和8年2月13日

京都家庭裁判所

令和7年(家)第4013号

神戸市中央区浪花町62番地の1

申立人 兵庫県信用保証協会

本籍兵庫県姫路市船津町4670番地11、最後の住所京都府綾部市上原町室ノ木田2番地、死亡の場所京都府福知山市、死亡年月日令和5年10月12日、出生の場所兵庫県姫路市、出生年月日昭和39年10月6日、職業不明

被相続人 亡 池内 康夫

事務所京都府舞鶴市字南田辺43番地1舞邦ビル3階 富永・大西法律事務所

相続財産清算人 弁護士 大西 秀憲 催告期間満了日 令和8年2月13日 京都家庭裁判所福知山支部

令和7年(家)第1064号

高知市本町5丁目1番45号

申立人 高知市

本籍高知県吾川郡いの町駅東町42番地1、最後の住所高知県高知市朝倉己77番地33、死亡の場所高知県高知市、死亡年月日令和4年1月17日、出生の場所高知県吾川郡伊野町、出生年月日昭和31年7月17日、職業無職被相続人 亡 黒岩 豊

事務所高知県高知市福井町2187—7相続財産清算人 司法書士 田中 涼

高知家庭裁判所

令和7年(家)第75号

香川県坂出市室町2丁目3番5号 申立人 坂出市長 有福 哲二

催告期間満了日 令和8年2月28日

本籍香川県坂出市川津町3001番地、最後の住所香川県坂出市川津町2840番地、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日平成31年3月5日、出生の場所香川県綾歌郡松山村、出生年月日昭和3年3月10日、職業不詳

被相続人 亡 好井 春雄

香川県丸亀市塩飽町48番地1 丸亀プラザビル3階 丸亀みらい法律事務所

相続財産清算人 香川 友宏

催告期間満了日 令和8年1月31日

高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第97号

香川県坂出市加茂町甲34番地5

申立人 坂出環境保全事業協同組合

本籍香川県坂出市西庄町1433番地、最後の住所香川県坂出市西庄町1322番地5、死亡の場所香川県坂出市、死亡年月日令和6年10月12日、出生の場所香川県坂出市、出生年月日昭和22年1月6日、職業不詳

被相続人 亡 藤本 忠

香川県綾歌郡宇多津町3565番地1 マリトラスト税務法律事務所

相続財産清算人 小松 真理

催告期間満了日 令和8年1月31日 高松家庭裁判所丸亀支部

令和7年(家)第40117号

神奈川県座間市相武台3丁目40番1-509号 申立人 木戸 正孝

本籍北海道中川郡美深町東1条南5丁目2番地13、最後の住所札幌市東区北8条東19丁目1番17号高橋悦子方、死亡の場所北海道札幌市北区、死亡年月日令和3年2月21日、出生の場所北海道中川郡美深町、出生年月日昭和3年5月17日、職業不明

被相続人 亡 高橋 照彦

事務所札幌市中央区大通西10丁目南大通ビル 4階吉川正也法律事務所

相続財産清算人 弁護士 吉川 賀恵 催告期間満了日 令和8年3月4日

札幌家庭裁判所

令和7年(家)第40518号

横浜市南区別所2丁目21番16号

申立人 渡邉佳世子

本籍神奈川県横浜市南区別所 2 丁目21番、最後の住所横浜市南区別所 2 丁目21番16号、死亡の場所神奈川県横浜市港南区、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所北海道天塩郡幌延村、出生年月日昭和32年8月7日、職業会社員

被相続人 亡 相澤 智武

事務所横浜市中区太田町4-55横浜馬車道ビル8階

相続財産清算人 弁護士 三橋 潔 催告期間満了日 令和8年3月17日

横浜家庭裁判所

令和6年(家)第3345号

山梨県甲斐市中下条1621番地

申立人 渡邉 光順

本籍山梨県笛吹市春日居町桑戸300番地、最後の住所山梨県笛吹市春日居町桑戸300番地、死亡の場所山梨県笛吹市、死亡年月日令和6年3月19日、出生の場所山梨県東山梨郡春日居村、出生年月日昭和36年6月12日、職業僧侶

被相続人 亡 田中 孝俊 事務所山梨県甲府市中央1丁目12番42号甲府 第一法曹ビル4ーA 舞鶴法律事務所 相続財産清算人 弁護士 猪狩 学 催告期間満了日 令和8年2月4日

甲府家庭裁判所

令和7年(家)第80543号

大阪府豊中市中桜塚3丁目1-1 申立人 豊中市長 本籍大阪府豊中市立花町3丁目1番、最後の住所大阪府豊中市立花町3丁目1番17号、死亡の場所大阪府豊中市、死亡年月日推定令和7年1月29日、出生の場所大阪府大阪市天王寺区、出生年月日昭和36年3月1日、職業不明

被相続人 亡 水野 洋一

大阪市北区西天満4丁目15番18号プラザ梅新1516号室

相続財産清算人 弁護士 龍田 真人 催告期間満了日 令和8年3月4日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第80753号

京都府宇治市木幡南山9-282

申立人 橋本 芳樹

本籍大阪府大阪市福島区野田 3 丁目210番地、 最後の住所大阪市福島区野田 3 丁目16番21 号、死亡の場所大阪府大阪市西淀川区、死亡 年月日令和 7 年 3 月22日、出生の場所大阪府 大阪市北区、出生年月日昭和42年 9 月24日、

職業無職

被相続人 亡 橋本 和茂

大阪市北区西天満1丁目9番13号パークビル 中之島601号

相続財産清算人 弁護士 尾崎 由香 催告期間満了日 令和8年3月3日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第4166号

大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中央ビル 7階

申立人 小林 諭

本籍大阪府大阪市淀川区三津屋中2丁目81番地、最後の住所大阪府堺市中区深井東町3192番地ベルフラワー103号、死亡の場所大阪府堺市中区、死亡年月日令和6年12月7日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和36年4月11日、職業不明

被相続人 亡 吉本 一弘

事務所大阪市北区西天満4-4-18梅ヶ枝中 央ビル7階

相続財産清算人 弁護士 小林 諭 催告期間満了日 令和8年2月18日

大阪家庭裁判所堺支部

令和7年(家)第2077号

大阪府岸和田市野田町1丁目8番28号 伸成ビル3階

申立人 福田 大輔

本籍大阪府泉佐野市上瓦屋725番地1、最後の住所大阪府泉佐野市新町3丁目1番1号天寿、死亡の場所大阪府泉佐野市、死亡年月日令和7年4月20日、出生の場所大阪府泉佐野市、出生年月日昭和35年12月30日、職業無職被相続人 亡 新川 浩三

大阪市中央区高麗橋2丁目4番4号公洋ビル7階

相続財産清算人 弁護士 松山 理香 催告期間満了日 令和8年3月2日 大阪家庭裁判所岸和田支部

令和7年(家)第43号

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号 申立人 国

代表者法務大臣 鈴木 馨祐

本籍鳥取県鳥取市松上89番地、最後の住所鳥取県鳥取市三山口303番地、死亡の場所鳥取県鳥取市、死亡年月日令和2年8月29日、出生の場所鳥取県鳥取市、出生年月日昭和33年11月14日、職業解体業

被相続人 亡 中谷 壽江 鳥取県鳥取市青谷町青谷4307番地5 相続財産清算人 長谷川大之 催告期間満了日 令和8年2月17日

鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第369号

鳥取県鳥取市下味野101番地

申立人 川口 保則

本籍鳥取県米子市博労町2丁目61番地、最後の住所鳥取県倉吉市山根55番地39、死亡の場所鳥取県倉吉市、死亡年月日令和7年3月3日、出生の場所鳥取県米子市、出生年月日昭和33年4月20日、職業無職

被相続人 亡 西山 勝義

鳥取県八頭郡智頭町大字智頭1860番地19 相続財産清算人 司法書士 金 允基 催告期間満了日 令和8年2月3日

鳥取家庭裁判所倉吉支部

令和7年(家)第74号

鳥取市本町3丁目201番地 申立人 鳥取県信用保証協会 本籍島根県出雲市湖陵町差海1679番地2、最後の住所鳥取県米子市旗ヶ崎7丁目3番10号、死亡の場所鳥取県米子市、死亡年月日令和5年3月29日、出生の場所兵庫県尼崎市、出生年月日昭和18年4月1日、職業無職被相続人 亡 大峠 雅紀事務所鳥取県境港市上道町3282相続財産清算人 弁護士 魚谷 和世催告期間満了日 令和8年2月4日

令和7年(家)第5027号

岡山県真庭市久世2798番地

申立人 北 訓子

本籍岡山県真庭市宮地272番地、最後の住所 岡山県倉敷市中畝4丁目9番27号、死亡の場 所岡山県倉敷市、死亡年月日平成29年6月4 日、出生の場所岡山県上房郡水田村、出生年 月日昭和28年3月8日、職業無職

被相続人 亡 浅田 優

岡山県真庭市惣346番地

相続財産清算人 司法書士 金平 宏展 催告期間満了日 令和8年2月3日

岡山家庭裁判所倉敷支部

鳥取家庭裁判所米子支部

令和7年(家)第5062号

岡山県倉敷市児島下の町8丁目5番17号 申立人 高岩 浩二

本籍岡山県高梁市松山187番地、最後の住所 岡山県倉敷市田ノ上742番地11、死亡の場所 岡山県倉敷市、死亡年月日令和7年4月10日、 出生の場所岡山県川上郡吹屋町、出生年月日 昭和26年4月30日、職業無職

被相続人 亡 赤木 茂

岡山県倉敷市児島下の町8丁目5番17号 相続財産清算人 司法書士 高岩 浩二 催告期間満了日 令和8年2月6日

岡山家庭裁判所倉敷支部

令和7年(家)第30062号

山口県宇部市上宇部147-58

申立人 亀田 啓子

本籍広島市東区馬木2丁目586番地、最後の住所広島市東区馬木2丁目586番地、死亡の場所福岡市中央区、死亡年月日令和3年4月11日、出生の場所山口県宇部市、出生年月日昭和50年3月3日、職業無職被相続人 亡 吉野 賢一

事務所広島市中区基町13番13号広島基町NS ビル6階 岡野法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小松 遼 催告期間満了日 令和8年2月12日

広島家庭裁判所

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の有価証券について公示催告の申立てがあったので、その所持人は、下記権利を争う旨の申述の終期までに当裁判所に権利を争う旨の申述をすると同時に有価証券を提出してください。もし下記権利を争う旨の申述の終期までに申述及び提出がない場合には、その無効を宣言することがあります。

令和7年(へ)第1号

東京都杉並区荻窪5丁目21番26-702号 申立人 ササキテック株式会社 代表者代表取締役 佐々木克哉

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月29日

令和7年6月30日 上田簡易裁判所

(別紙) 目 録

約束手形 1通

手形番号 DZ12812

金額 427,680円

支払期日 令和7年4月30日

支払地 長野県千曲市

支払場所 株式会社八十二銀行屋代支店

振出日 令和6年12月30日

振出地 長野県千曲市大字新田836番地4

振出人 株式会社マックステック 代表取締役 佐藤 洋治

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第9号

名古屋市瑞穂区平郷町1丁目17番地 申立人 株式会社金城螺子製作所

代表者代表取締役 土方 一憲

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月22日

名古屋簡易裁判所

令和7年6月30日 (別紙) 目 録

約束手形 1 涌

手形番号 UP10998

金額 290,000円

支払期日 令和7年8月25日

支払地 名古屋市

支払場所 株式会社三菱UFJ銀行東支店

振出日 令和7年4月15日

振出地 名古屋市

振出人 近畿電機株式会社 代表取締役 鷲野 賢一

受取人 申立人

最終所持人 申立人

令和7年(へ)第3号

福岡県福岡市東区多の津2丁目3番1号 申立人 ダイハツインフィニアース西日本株式 会社

代表者代表取締役 三浦雄一郎

権利を争う旨の申述の終期 令和7年10月15日

令和7年7月1日

下関簡易裁判所

(別紙) 目録

約束手形 1通

手形番号 SR201773

金額 4,054,503円

支払期日 令和7年9月10日

支払地 山口県下関市

支払場所 株式会社西京銀行下関支店

振出日 令和7年5月30日

振出地 下関市古屋町1-4-33

振出人 有限会社オリオン商事 代表取締役

前田 豊

受取人 申立人

最終所持人 申立人

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

令和6年(家)第8750号

愛知県名古屋市西区香呑町4丁目46番地

申立人 後藤 秀夫

本籍愛知県名古屋市西区新道1丁目215番地、 最後の住所東京都北区中里3丁目15-8小賀 野荘205号

不在者 後藤 丈幸

昭和40年11月10日生

届出期間満了日 令和7年10月30日

東京家庭裁判所

令和6年(家)第9141号

埼玉県さいたま市中央区上落合8-10-13ベ ストライフ与野

申立人 坂井 巖

本籍東京都板橋区熊野町45番、最後の住所東 京都板橋区熊野町45番5-605号 ストーク 七山

不在者 坂井 一弘

昭和36年9月23日生

届出期間満了日 令和7年10月30日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第285号

東京都日野市南平1丁目16番地の19

申立人 近藤 千恵

本籍東京都日野市南平1丁目16番地19、最後 の住所満州国奉天省営口市大和区花園街4丁 月8号地

不在者 近藤 重道

昭和19年10月10日生

届出期間満了日 令和7年10月31日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第685号

石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ104番地1 申立人 先出谷秀治

本籍石川県能美郡川北町字壱ツ屋へ104番地、 最後の住所東京都八王子市打越町1076-1グ リーンシュロス112号室

不在者 先出谷彰子

昭和59年10月11日生

届出期間満了日 令和7年11月7日

東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第769号

高知市薊野中町7番29-5号

申立人 宮地 雅久

本籍高知県南国市天行寺937番地1、最後の 住所横浜市中区本牧町1丁目131

不在者 宮地 絹子

大正5年3月30日生

届出期間満了日 令和7年10月29日

横浜家庭裁判所

令和7年(家)第1611号

大阪府守口市佐太中町4丁目19番13-928号 申立人 堤 五三子

本籍大阪府守口市京阪北本通9番地、最後の 住所大阪府守口市八雲西町2丁目9番11号 不在者 堤 隆司

昭和15年3月16日生

届出期間満了日 令和7年11月4日

大阪家庭裁判所

令和7年(家)第1908号

大阪府箕面市森町北2丁目2番16号 申立人 三阪 英子

本籍大阪府豊中市桜の町4丁目60番地、最後 の住所大阪府豊中市桜の町4丁目19番地

不在者 宮下 仁郎

昭和13年1月10日生

届出期間満了日 令和7年10月30日

大阪家庭裁判所

失踪宣告

令和6年(家)第639号

本籍北海道札幌市厚別区厚別中央四条2丁目 2番、最後の住所川崎市高津区下作延2丁目 25番1-307号コスモ梶ヶ谷プレスティー ジュ

不在者 柴﨑 雄司

昭和35年9月10日生

令和7年6月27日失踪宣告審判確定

横浜家庭裁判所川崎支部裁判所書記官

令和6年(家)第820号

本籍愛知県岡崎市藤川町字西川向1番地8、 最後の住所愛知県岡崎市藤川町字西川向1番 8 妣

不在者 森川 春江

昭和21年2月25日生

令和7年5月1日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所岡崎支部裁判所書記官

令和5年(家)第267号

国籍フィリピン国、最後の住所不詳 不在者 エスメレスエスタビリオ、マルタ 西暦1975年11月2日生

令和7年6月19日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所伊丹支部裁判所書記官

令和6年(家)第549号

本籍兵庫県高砂市米田町米田401番地、最後 の住所兵庫県姫路市別所町北宿1072番地7 不在者 松野 哲也

昭和47年1月17日生

令和7年6月27日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所姫路支部裁判所書記官

令和6年(家)第549号

本籍岡山県高梁市玉川町玉1811番地、最後の 住所岡山県高梁市南町157番地

不在者 間野 敏郎

昭和3年6月15日生

令和7年6月28日失踪宣告審判確定

岡山家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有 価証券について公示催告をしたところ、定められ た下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権 利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出す る者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣 言する。

令和7年(へ)第1号

福井県敦賀市公文名24号10番地の4 申立人 亡中山靜枝相続人 中山 昌彦 福井県敦賀市ひばりケ丘町1114番地 电立人 亡中山静枝相続人 中山小百合

権利を争う旨の申述の終期 令和7年6月30日 敦賀簡易裁判所

令和7年7月4日

(別紙) 目 録 小切手(線引) 2 通

(1)小切手番号 097596

金額 1,000,000円

支払人 白地

支払地 福井県敦賀市野坂43-1-22

振出日 平成25年9月17日

振出地 福井県敦賀市

振出人 敦賀信用金庫 金山支店長 髙岸

最終所持人 中山 静枝

(2)小切手番号 097597

振出日 平成25年9月27日

(2)の小切手の金額、支払人、支払地、振出地、 振出人及び最終所持人は(1)の小切手の記載に同

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第66号

北海道北見市花園町34番地8 債務者 株式会社あさひウインド 代表者代表取締役 酒井 昭男

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 友澤 太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月30日午前11 時30分

釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第125号

長野市大字川合新田2667番地 債務者 有限会社徳光板金塗装 代表者取締役 徳光 勇

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡室 恭輔
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月27日午前11 時30分

長野地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第436号

埼玉県北葛飾郡松伏町大字田島919番地11 債務者 株式会社RISE 代表者代表取締役 永谷 誠

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 斉藤 耕平
- 4 破産債権の届出期間 今和7年8月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月17日午前11 時40分

さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第221号

岡山県倉敷市真備町川辺1446番地10 債務者 株式会社Peace Banner 代表者代表取締役 平野 将

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 森下 裕貴
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月23日午後1 時45分

岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第47号

栃木県那須塩原市埼玉1番地24 債務者 合同会社アルバ 代表者代表社員 松橋隆太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 破産管財人 弁護士 村田 雄吾
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前11 時30分

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第52号

新潟県上越市国府1丁目2番49号 債務者 株式会社エイテックス 代表者代表取締役 青木 則雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 樽澤 広和
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月27日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月27日午後3 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。

新潟地方裁判所高田支部

令和7年(フ)第3151号

大阪府八尾市楠根町3丁目75番地の8 債務者 有限会社アイティエフ 代表者取締役 伊井 俊樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤原

大阪地方裁判所第6民事部

破産手続開始及び免責許可申 立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続 を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び 破産者に対して債務を負担する者は、破産者にそ の財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(フ)第191号

岡山県倉敷市水島東栄町11番5号 倩務者 髙橋 **唐**道

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10 嵵
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第193号

岡山県倉敷市水島東栄町11番2号 債務者 髙橋美代子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 濱田 弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月29日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月9日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第76号

宮城県東松島市大曲字筒場87番地12 債務者 本田 光輝

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月2日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月8日午前10 時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和7年(フ)第352号

神奈川県平塚市ふじみ野1丁目4番4号 ペット共生型障害者グループホーム「アニー」 債務者 角舘 実優

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 荒岡 恵子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後2 時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第397号

神奈川県厚木市鳶尾4丁目26番5号 倩務者 永川 腎一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 高橋 暁子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月15日午後3
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和7年(フ)第48号

茨城県日立市滑川本町1丁目19番1-404号 債務者 吉田 祐史

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 飯島 章弘
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月25日まで 水戸地方裁判所日立支部

令和7年(フ)第197号

愛知県豊橋市吾妻町257番地、従前の住所愛 知県豊橋市西羽田町11番地

債務者 梅村 政詳

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 菊地令比等
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月26日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第163号

愛知県豊橋市岩崎町字山神123番地の7 債務者 大日向一真

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 藤本 佳大
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月20日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部

令和7年(フ)第1154号

愛知県津島市中地町3丁目30番地5、従前の 住所愛知県津島市瑠璃小路町1丁目33番地 債務者 横井鉄工所こと 横井 豊

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 篠田 篤
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月21日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月7日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1442号

愛知県半田市瑞穂町1丁目1番地の13 近藤 ハウス101号、従前の住所愛知県知多郡武豊 町字明神戸9番地2

債務者 モリミツこと 森光 昭夫

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 誠
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月22日午前10 時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第712号

京都市伏見区納所下野1番地 UR公団納所 3棟 104号、前住所京都市伏見区淀際目町 176番地17

債務者 浅野 繁降

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 真鍋 京子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月22日午後1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第59号

福岡県築上郡築上町大字袈裟丸394番地1 債務者 吉岡健太郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野中 貞祐
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月25日午前10 時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第170号

徳島県小松島市櫛渕町字太田34番地 債務者 松本 憲二

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 安田 稔男
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年10月16日午前11 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 徳島地方裁判所民事部

| 令和7年(フ)第29号

福井県小浜市生守第34号18番地の4 債務者 江南 実

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- ₩ 3 破産管財人 弁護士 吉川あず沙
 - 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
 - 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
 - 取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月22日まで 福井地方裁判所敦賀支部

令和7年(フ)第30号

青森県三沢市岡三沢8-123-1 ニューサ ニーサイド I 号、住民票上の住所青森県上北 郡六ヶ所村大字倉内字道ノ上9番地1 債務者 高村美智子

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- ▶ 3 破産管財人 弁護士 十枝内 亘

- 取・計算報告の期日 令和7年10月10日午前11 時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第384号

埼玉県越谷市相模町3丁目231番地2 債務者 深井 雄一

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上あすか
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月28日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年11月7日午前10
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月24日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和7年(フ)第20号

岩手県二戸郡一戸町小友字下川原目58番地 債務者 間橋 秀樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第28号

岩手県二戸郡一戸町宇別字道白40番地 債務者 大志田大輔

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午後 1 時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第30号

岩手県久慈市小久慈町第15地割37番地3 債務者 水上 麻衣

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 上山 信一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで 4

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 | 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午前11時20分
 - 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第31号

岩手県九戸郡軽米町大字晴山第21地割89番地 倩務者 小笠原 博

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 橋本 剛
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午前11時10分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第178号

群馬県前橋市箱田町46番地1 アンクレー ジュ 102号

債務者 金本 拓真

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 吉野 晶
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 21日午後3時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月8日まで 前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第78号

茨城県筑西市乙38番地

債務者 岩﨑 良一

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 関 健太郎
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月 25日午前10時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第1136号

東京都清瀬市梅園3丁目6番11号松村マン ション102号

債務者 髙**橋**真知子

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小林 智子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1178号

東京都八王子市左入町414番地1八王子荘 倩務者 中田 一正

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 小池亜希子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 17日午前10時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月17日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1169号

東京都調布市上石原2丁目15番地25ヴィラ西 調布101

債務者 山中 奈樹

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 池浦 慧
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 19日午後1時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第42号

栃木県那須塩原市東赤田387番地7

債務者 田部井賢一

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 園部 秀雄
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 25日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第81号

島根県松江市上乃木7丁目6番17号 債務者 安部 進

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 福田 真也
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月 30日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月29日まで 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第349号

静岡県焼津市鰯ケ島340番地の2 債務者 石橋 利文

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 鈴木 史浩
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 1日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年9月30日まで 静岡地方裁判所民事第2部

| 令和7年(フ) 第323号

川崎市川崎区南町16番地19 コンシェリア川 崎マスターズヴィラ 1008

債務者 貝塚 朋浩

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 植原 健一
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 7日午前10時40分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第386号

川崎市中原区上新城2丁目2番5-501号 ソレアード上新城

債務者 田中 仁

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 種村 求
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで 3 破産管財人 弁護士 三井 浩之

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 7 日午後 1 時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月6日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和7年(フ)第46号

栃木県那須塩原市鍋掛1087番地535 Riv a Ⅲ-205号

債務者 常盤 知穂

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 酒井 優壽
- 4 破産債権の届出期間 令和7年9月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 9 日午前11時15分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月8日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部

令和7年(フ)第4781号

東京都中野区江原町1丁目18-9 債務者 宮治 誠人

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 大澤加奈子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 10日午前11時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月10日まで 東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第86号

島根県雲南市木次町山方211番地1 債務者 福間 史雄

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後2時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岩田 杏子
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴
- 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月13日まで 松江地方裁判所民事部

令和7年(フ)第1027号

東京都昭島市宮沢町2丁目38番6号 債務者 船木 彩加

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。

- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1063号

東京都八王子市中野上町4丁目6番19号リ バーサイドコーポ202号

債務者 園田 広宣

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 持田 光則
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 14日午後1時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月14日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第1154号

東京都西東京市向台町4丁目21番35-312号 債務者 須藤 竜也

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 野上 恭史
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 15日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和7年(フ)第224号

静岡県浜松市中央区湖東町3447番地 債務者 宮本 年康

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第225号

静岡県浜松市中央区湖東町3447番地 債務者 宮本 市子

- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岸田 真穂
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 15日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月15日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第1090号

横浜市神奈川区神大寺3丁目27番3号 ドエ ル・アルス神大寺1-103号

債務者 菅野 麻美 (旧姓中村・星)

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 水谷 泰朗
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 22日午後2時
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月21日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第83号

富山県南砺市梅ケ島238番地 債務者 柴田喜代信

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 作井 康人
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年10月 23日午前10時45分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 富山地方裁判所高岡支部

令和7年(フ)第140号

愛知県一宮市北方町北方字狐塚郷203番地 債務者 脳田 靖人

- 1 决定年月日時 令和7年7月14日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 平井 朝
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月18日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月 5 日午前11時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月22日まで 名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(フ)第91号

北海道苫小牧市日新町5丁目7番8号 SA LA103号、前住所北海道苫小牧市日新町2 丁目6番18—2号

債務者 粒来 英治

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤めぐみ
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年11月 14日午前10時30分
- 6 免責意見申述期間 令和7年10月31日まで 札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第86号

鳥取県鳥取市幸町44番地

債務者 甲田 梨奈

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 古田 昌己
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月30日午前11 時50分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鳥取地方裁判所民事部

| 令和7年(フ)第91号

鳥取県八頭郡智頭町大字尾見66番地 債務者 河村喜美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 淺井 浩二
- 4 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴 取・計算報告の期日 令和7年9月30日午後2 時30分
- 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当 をすることにつき異議のある破産債権者は、裁 判所に対し5記載の一般調査期日の終了時まで に異議を述べなければならない。
- 7 免責意見申述期間 令和7年9月24日まで 鳥取地方裁判所民事部

令和7年(フ)第17号

京都府舞鶴市字常363番地-2棟506号 債務者 鹿島 啓子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 髙橋 行雄
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月10日午前11時
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月9日まで 京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和7年(フ)第172号

香川県高松市春日町1357-2 フォブールT AKA A・B棟A101号室、住民票上の住 所香川県さぬき市志度2472番地2 債務者 小比賀政見

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前9時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡 朋樹
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年10月24日午後1時30分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

| 令和7年(フ)第63号

福岡県京都郡苅田町与原3丁目3番地7(レオパレスマタドール108)

債務者 関 裕介

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午前11時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 眞子 幸人
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月25日午前10時20分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月11日まで 福岡地方裁判所行橋支部破産係

令和7年(フ)第741号

仙台市宮城野区原町1丁目1-66 ベルコムン原町305、住民票上の住所大阪府吹田市朝日が丘町50番13号 (501)

倩務者 萬雲 文明

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 千葉俊太郎
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年10月6日午前10時35分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第145号

長崎県長崎市西町10番5号

債務者 松原みゆき

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 伊藤 美香
- 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年9月19日午前10時15分
- 5 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第80号

鹿児島県曽於市財部町北俣688番地1高嶋貸家7号棟、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字 餅原957番地1

債務者 溝口 明朗

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 松浦 里美
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月10日まで 宮崎地方裁判所都城支部

令和7年(フ)第585号

仙台市青葉区木町通1丁目1番28-303号 債務者 末廣 孝司

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 岡 洋祐
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第323号

大阪府岸和田市下野町3丁目8番8号 債務者 札野 覚

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
- 3 破産管財人 弁護士 井上 周一
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月16日まで 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止 及び免責許可申立てに関する 意見申述期間

令和7年(フ)第439号

北九州市八幡西区馬場山緑4番3号 (105号) 債務者 森藤ありさ

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月1日まで 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部

令和7年(フ)第58号

栃木県足利市葉鹿町1丁目26番地11 サンベルト102号室

債務者 中山 和行

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで 宇都宮地方裁判所足利支部

令和7年(フ)第13号

埼玉県秩父市蒔田260番地35

債務者 前原 美奈(旧姓宮前・笠原)

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年(フ)第14号

埼玉県秩父郡小鹿野町般若925番地 1 般若 団地第294号

債務者 宮前 栄

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年(フ)第15号

埼玉県秩父郡小鹿野町般若925番地 1 般若 団地第294号

債務者 宮前けさみ

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年(フ)第16号

埼玉県秩父郡小鹿野町両神小森163番地3 債務者 山中 心愛(旧姓黒沢)

- 1 決定年月日時 令和7年7月11日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月4日まで さいたま地方裁判所秩父支部破産係

令和7年(フ)第97号

新潟県十日町市川治374番地11 債務者 桑原チイ子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 新潟地方裁判所長岡支部破産係

| 令和7年(フ)第227号

静岡県浜松市中央区三和町206番地 カルム 203号室

債務者 近藤 千波

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和7年(フ)第1307号

愛知県弥富市佐古木6丁目200番地16 債務者 阿部香奈絵

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ) 第1369号

名古屋市北区喜惣治2丁目75番地 市営喜惣 治荘T3棟303号

債務者 神崎 昭二

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1397号

愛知県知多市にしの台4丁目24番地の18 よ つ葉ハウス101、従前の住所愛知県東海市大 田町東畑1090番地 パラシオン里201

債務者 永井 剛生

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1413号

名古屋市緑区大高町字上塩田30番地の7 債務者 高源妃奈乃

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1430号

名古屋市港区稲永4丁目7番3-503号 東 稲永荘、従前の住所名古屋市港区稲永4丁目 7番4-601号 東稲永荘

債務者 木戸口哲夫こと YANG JING UO (楊金国)

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1457号

愛知県長久手市野田農1318番地 カーサ・ベ ルデE202号

債務者 福田純一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1461号

名古屋市千種区小松町6丁目5番地 第三善 高ビル505号

債務者 朝倉 一真

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1540号

愛知県知多郡南知多町大字豊丘字仲嶋26番 地、従前の住所愛知県知多郡阿久比町大字草 木字万場39番地

債務者 浦壁 治幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1546号

愛知県春日井市藤山台3丁目1番地3 341 号棟502号室

債務者 牧田 俊一

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第134号

長崎県長崎市滑石3丁目5番39号 債務者 高橋 功成

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第35号

静岡県掛川市下土方1415番地の13 債務者 赤堀 弘朋

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 静岡地方裁判所掛川支部破産係

令和7年(フ)第204号

函館市北美原2丁目4番5-205号 クレス ト北美原 2 D

債務者 大野 洋

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 函館地方裁判所

令和7年(フ)第205号

函館市北美原2丁目4番5-205号 クレス ト北美原 2 D

債務者 大野 香里(旧姓和泉)

- 1 決定年月日時 令和7年7月16日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 函館地方裁判所

Ŋ

令和7年(フ)第62号

山形県米沢市成島町3丁目2番5-1号 債務者 遠藤さつき(旧姓大峡)

- 1 决定年月日時 令和7年7月16日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 山形地方裁判所米沢支部

令和7年(フ)第314号

愛知県岡崎市竜美新町5番地3 ARIA53 502

債務者 大平 澪

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第324号

愛知県豊田市梅坪町9丁目4番地5 FES TA80 211号

債務者 花形 司

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第334号

愛知県安城市横山町下管池65番地1 ビレッジハウス下管池4-302、前住所愛知県西尾市一色町味浜西乾地1番地10 メゾン クオーレ203号室

債務者 浅野明こと ASANO SOUZA MEI

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第345号

愛知県岡崎市仁木町字川越48番地 市営 仁 木荘 9-306、前住所愛知県安城市橋目町 宮東169番地

債務者 山田 孝幸

- 1 決定年月日時 令和7年7月14日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月3日まで 名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和7年(フ)第34号

岩手県九戸郡軽米町大字軽米第2地割25番地 1

債務者 川原木敬子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後4時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第1390号

愛知県瀬戸市内田町1丁目770番地 市営十 軒家住宅A-602

債務者 田辺 豊喜

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1480号

名古屋市名東区藤見が丘74番地 コーポあさ ひや505号

債務者 高崎由美子

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1497号

愛知県知多市大草字西畑112番地の1 ファ ミールツヅキ202

債務者 日浦 璃茜

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1498号

名古屋市守山区弁天が丘1105番地 島田マン ション2 F

債務者 後藤 菜月

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1503号

愛知県豊明市沓掛町泉135番地 フォンテー マ泉101号

債務者 永井 由香

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第1519号

愛知県東海市名和町平山11番地の4 平山荘 債務者 亀松 英男

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第112号

岡山県倉敷市神田2丁目13番13号 プレス テージ神田 105、転居前の住所岡山県倉敷 市水島北春日町6番31号 エトワール水島 302

債務者 池田 成希

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和7年(フ)第99号

長崎県佐世保市原分町113番地 ルイズリー ク原分202号

債務者 廣瀬由紀子

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ) 第103号

長崎県佐世保市京坪町8番4号 ソフィアビル6階ハミングバード京坪レジデンス2 債務者 田島 智子

- 1 決定年月日時 令和7年7月9日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第105号

長崎県佐世保市稲荷町18番5号 富士ハイツ 106号室、前住所長崎県佐世保市天神4丁目 8番1号 ラフォーレ天神101号

債務者 坂口 正

- 1 決定年月日時 令和7年7月10日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月5日まで 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第2974号

大阪府茨木市上郡2丁目2番11号 サンビ レッジ上郡A棟 203号、前住所大阪府茨木 市上郡2丁目8番19号 ウィンヒル上郡 212号

債務者 水野 大貴

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月12日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年10月21日午後1時30分

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第12号

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6055番地 5 債務者 北里町一郎

- 1 決定年月日時 令和7年7月15日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで
- 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後2時 熊本地方裁判所阿蘇支部破産再生係

| 令和7年(フ) 第13号

熊本県阿蘇郡南小国町大字満願寺6055番地 5 債務者 北里 博美

- 1 决定年月日時 令和7年7月15日午後1時30分
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費 用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和7年9月23日まで 5 免責審尋期日 令和7年9月24日午後2時15

能本地方裁判所阿蘇支部破產再生係

財産状況報告集会・廃止意見 聴取・計算報告・免責審尋の 期日変更

令和6年(フ)第53号

山形市大字大森1061番地の2

破産者 兼子 泉

令和7年10月9日午前11時の財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日を令和7年10月2日午前10時50分に変更する。

令和7年7月10日 山形地方裁判所民事部

破産債権の届出期間及び一般 調査期日

令和7年(フ)第16号

長崎県佐世保市梅田町11番53号 破産者 川崎大志郎

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月6日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月5日午前11時30 分

令和7年7月9日

長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第2号

福岡県宮若市上大隈441番地4

破産者 小川ひとみ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月8日まで
- 2 一般調查期日 令和7年8月27日午後2時 令和7年7月15日 福岡地方裁判所直方支部

令和5年(フ)第787号

広島県廿日市市串戸4丁目10番23号

破産者 堀川システムプランこと 堀川 利之

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月12日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年 9 月30日午前10時30 分

令和7年7月11日

広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第329号

仙台市太白区柳生5丁目3番地の1 アルフォートシティ502、従前の住所宮城県名取市増田2丁目1番18号

破産者 浅野 和夫

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月14日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月6日午後1時55 分

令和7年7月15日

仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第164号

大阪府岸和田市土生町7丁目13番6-101号、 前住所大阪府貝塚市澤794番地8

破産者 旬彩やすおかこと 安岡 勝也

- 破産債権の届出期間 令和7年8月15日まで
- 2 一般調查期日 令和7年10月20日午後2時 令和7年7月14日

大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第190号

大阪府柏原市大正2丁目4-32 破産者 株式会社タマイ

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月19日まで
- 2 一般調査期日 令和7年9月30日午前11時30 分

令和7年7月15日

大阪地方裁判所堺支部破産係

令和6年(フ)第1016号

神戸市長田区西丸山町2丁目7番20号 破産者 有限会社ジーテック

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月20日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年 9 月24日午前10時40 分

令和7年7月15日

神戸地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第404号

岐阜県各務原市那加野畑町2丁目110番 破産者 株式会社Office FreeSt vle

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月21日午前10時 令和7年7月14日 岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1522号

大阪市中央区安土町1丁目7番13号 破産者 株式会社一路

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月25日まで
- 2 一般調査期日 令和 7 年10月 9 日午後 2 時50 分

令和7年7月15日

大阪地方裁判所第6民事部

令和6年(フ)第193号

北海道深川市稲穂町2丁目4番28号

- 破産者 原 英雄
- 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
 一般調査期日 令和7年10月8日午後2時20分

令和7年7月15日 旭川地方裁判所民事部

令和6年(フ)第582号

京都市右京区西京極堤町44番地2 破産者 有限会社クリークカンパニー

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月15日午前11時 令和7年7月16日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和6年(フ)第1346号

京都府宇治市広野町東裏11番地の5 破産者 寺崎 秀光

- 1 破産債権の届出期間 令和7年8月26日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月22日午後2時 令和7年7月15日

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第116号

大津市二本松8番12号 二本松団地203号 破産者 小森 啓喜

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月1日まで
- 2 一般調査期日 令和7年10月17日午前10時20 分

令和7年7月16日 大津地方裁判所民事部 **令和7年(フ)第75号**

奈良県香芝市狐井496番地 1 プライムガー デンⅡ 203号

破産者 石川 튛子

- 1 破産債権の届出期間 令和7年9月8日まで
- 2 一般調查期日 令和7年10月20日午前11時 令和7年7月14日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終 了による計算の報告書の提出があった。破産法89 条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以 下の期間内に裁判所に異議を述べなければならな

令和7年(フ)第41号

宮崎県日向市大字財光寺2761番地231 セ ジュールハルヤ101

破産者 河野 譲治

異議申述期間 令和7年8月26日まで

令和7年7月15日 宮崎地方裁判所延岡支部

令和7年(フ)第78号

宮崎市田代町128番地 ジーピー15番館501 号、前住所宮崎市広島1丁目16番1号 サン モール広島903号

破産者 髙司 町子

異議申述期間 令和7年8月27日まで

令和7年7月16日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第148号

宮崎県延岡市大貫町3丁目945番地 県営住 字57-102-79

破産者 伊東 芳将

異議申述期間 令和7年8月27日まで

令和7年7月16日 宮崎地方裁判所延岡支部

23

免責許可決定

令和6年(ラ) **第215号**(原審札幌地方裁判所 令和6年(フ) 第1084号)

札幌市中央区南4条西22丁目1番18-302号 抗告人(破産者) 川村 俊貴

- 1 決定年月日 令和7年7月8日
- 2 主文 原決定を取り消す。

札幌高等裁判所第3民事部

特別清算開始

令和7年(ヒ)第5号

広島県福山市水吞町2500番地 1 清算株式会社 株式会社ミノミ商事 代表清算人 上田 茂則

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

広島地方裁判所福山支部

特別清算終結

令和6年(ヒ)第12号

愛知県安城市高棚町郷65番地 清算株式会社 株式会社ケイ・アイズコーポ レーション

- 1 決定年月日 令和7年7月10日
- 2 主文 本件特別清算手続を終結する。

名古屋地方裁判所岡崎支部

小規模個人再生による書面決 議に付する決定

令和7年(再イ)第1号

熊本県人吉市願成寺町1262番地1 第2ク ローバー天神林A

再生債務者 江崎 恵美

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年7 月30日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年7月 30日まで

令和7年7月16日 熊本地方裁判所人吉支部

令和7年(再イ)第24号

岡山県瀬戸内市長船町福岡33番地1 再生債務者 柴垣 正史

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月30日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで

令和7年7月15日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第32号

岡山市東区邑久郷99番地3 (開始決定時の住所) 広島市南区丹那新町8-4レオパレスメゾン春風105

再生債務者 本田 卓

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 5日まで

令和7年7月15日

岡山地方裁判所第3民事部

令和7年(再イ)第4号

長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183 再生債務者 高島 敏

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 12日まで

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

令和7年(再イ)第5号

長崎県東彼杵郡川棚町百津郷296番地183 再生債務者 高島 美保

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年6月26日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月5日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月12日まで

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

令和6年(再イ)第48号

新潟市秋葉区荻島1丁目16番27-1号 再生債務者 羽下 了

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月7日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで

令和7年7月16日 新潟地方裁判所民事部

令和7年(再イ)第14号

新潟県小千谷市大字薭生丙502番地46 再生債務者 吉田 学

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月1日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 6日まで

令和7年7月16日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和7年(再イ)第31号

兵庫県姫路市神屋町4丁目71番地4 再生債務者 神屋電気こと 田野 景三

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで

令和7年7月16日 神戸地方裁判所姫路支部

| 令和7年(再イ)第38号

兵庫県加古川市加古川町木村537番地の4 ソアーヴェ I -204号

再生債務者 木村 健人

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月4日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月6日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで

令和7年7月16日 神戸地方裁判所姫路支部

令和6年(再イ)第33号

青森市大字三内字沢部300番地36 再生債務者 附田 直樹

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年5月16日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで

令和7年7月16日

青森地方裁判所民事部再生係

令和7年(再イ)第39号

広島県東広島市西条土与丸4丁目2番58号 再生債務者 前田 江理

- 1 決議に付する再生計画案 令和7年7月10日 付け再生計画案
- 2 議決権の不統一行使の通知期限 令和7年8 月13日
- 3 再生計画案に対する回答期間 令和7年8月 13日まで

令和7年7月16日

広島地方裁判所民事第4部

小規模個人再生による再生計画不認可

令和7年(再イ)第1号

長崎県佐世保市重尾町966番地39 再生債務者 塩屋 梓

- 1 主文 本件再生計画を認可しない。
- 2 理由の要旨 令和7年6月20日までに書面に よる決議により可決があったものとみなされた 再生計画には、民事再生法202条2項2号に定 める事由がある。

令和7年7月15日

長崎地方裁判所佐世保支部

小規模個人再生による再生手続廃止

令和7年(再イ)第1号

長崎県五島市富江町富江658番地 再生債務者 岩本 佳孝

- 1 主文 本件再生手続を廃止する。
- 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法 237条1項に定める事由がある。

令和7年7月15日 長崎地方裁判所五島支部

給与所得者等再生による再生 計画案についての意見聴取

令和7年(再口)第1号

静岡県伊豆の国市原木447番地の5 再生債務者 遠藤 誠

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年6月 20日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和7年(再口)第2号

福岡県久留米市上津町2228番地1578 メープ ルリッジB102号

再生債務者 首藤 康子

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 4日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月5日まで 令和7年7月15日

福岡地方裁判所久留米支部個人再生係

令和7年(再口)第1号

愛知県一宮市三条字天神西7番地3 再生債務者 宇恵野 淳

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 9日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月15日

名古屋地方裁判所一宮支部

令和7年(再口)第2号

大阪府柏原市大県3丁目8番2号 再生債務者 進藤 陽美

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月 8日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月12日まで 令和7年7月15日

大阪地方裁判所堺支部個人再生係

令和7年(再口)第1号

佐賀県武雄市武雄町大字富岡10171番地 再生債務者 小柳

- 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年7月 | 令和7年(チ)第8号 10日付け再生計画案
- 2 書面で意見を述べることができる事項 民事 再生法241条2項各号に定める事由
- 3 2の書面の提出期間 令和7年8月13日まで 令和7年7月16日

佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係

給与所得者等再生による再生 計画認可

令和6年(再口)第4号

山口県防府市中西1番5号 再生債務者 山田 明美

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月23日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日

山口地方裁判所民事部個人再生係

令和7年(再□)第1号

神奈川県海老名市上今泉2丁目4番2-1号 再生債務者 那覇 安昭

- 1 主文 本件再生計画を認可する。
- 2 理由の要旨 令和7年6月27日までの意見聴 取期間が経過した再生計画には、民事再生法に 定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年7月16日

横浜地方裁判所第3民事部再生係

所在等不明共有者の持分の取 得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持 分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判 の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同 裁判をすることについて異議があるときは、届出 期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてく ださい。所在等不明共有者以外の共有者は、上記 の不動産について裁判による共有物の分割の請求 又は遺産の分割の請求がされている場合におい て、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をする ことについて異議があるときは、同日までに当裁 判所に異議の届出をしてください。これらの届出 がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の 裁判がされることになります。また、申立人以外 の共有者は、上記の不動産の持分について所在等 不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場 合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てを してください。

広島市東区戸坂出江2-6-8-202 申立人 一味 良子

住所・居所 不明

(最後の住所) 横浜市神奈川区神之木台38番 1 景

所在等不明共有者 齋藤 腎治

届出期間満了日 令和7年11月7日

令和7年7月10日 広島地方裁判所 (別紙) 物件目録

(主である建物の表示)

所在 広島市佐伯区湯来町大字多田字上大谷 24番批

家屋番号 3番

種類 居宅

構造 木造草葺平家建

床面積 56.19平方メートル

(附属建物の表示)

符号 1

種類 物置

構造 木造草葺平家建

床面積 29.75平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

2 所在 広島市佐伯区湯来町大字多田字上大谷 24番地

家屋番号 24番

種類 居宅

構造 木浩瓦葺平家建

床面積 80.15平方メートル

所在等不明共有者の持分 3分の1

令和7年(チ)第6号

沖縄県那覇市田原4丁目2番地10

申立人 石原 操

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 沖縄市字照屋 194番地

所在等不明共有者 屋官 宣蒲

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所)沖縄市字照屋69 番冊

所在等不明共有者 西平 フジ

届出期間満了日 令和7年11月4日

令和7年7月14日 那覇地方裁判所沖縄支部

(別紙) 物 件 目 録 所在 沖縄市比屋根五丁目

地番 538番21

地目 墓地

地積 60平方メートル

所在等不明共有者 屋官 官蒲の持分 261 分の20

所在等不明共有者 西平 フジの持分 2610 分の75

所有者不明十地及び建物管理 命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地及び建 物について所有者不明土地管理命令及び所有者不 明建物管理命令の申立てがあったので、上記の土 地及び建物の所有者又は共有者は、上記の管理命 令をすることについて異議があるときは、届出期 間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてくだ さい。届出がないときは、上記の管理命令がされ ることになります。

令和7年(チ)第3号

福井県福井市大手3丁目10番1号 申立人 福井市長 西行 茂 住所・居所 福井県福井市白方町第12号18番

(不動産登記記録上の住所) 福井県福井市白 方町第12号18番地

所有者 亡船谷政美相続財産

届出期間満了日 令和7年9月16日

令和7年7月11日 福井地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 福井市白方町29字西山畠

地番 1番1

地目 宅地

地積 479.33平方メートル

2 所在 福井市白方町29字西山畠

地番 1番2

地目 宅地

地積 277.68平方メートル

3 所在 福井市白方町29字西山畠 1番地1、 1番地2

家屋番号 1番1の1

種類 倉庫

構造 土蔵造瓦葺2階建

床面積 1階 44.98平方メートル 2階 36.24平方メートル

4 所在 福井市白方町29字西山畠 1番地1、 1番地2

家屋番号 1番1の2

種類 居宅

構造 木造瓦葺 2 階建

床面積 1階 182.27平方メートル 2階 81.74平方メートル

2506平方メートル

所有者不明土地管理命令に関 する異議の催告

されることになります。 理命令をすることについて異議があるときは、届 ください。届出がないときは、上記の管理命令が 出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をして て所有者不明土地管理命令の申立てがあったの 次の申立人から別紙物件目録表示の土地につい 上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管

令和7年(チ)第1号

青森県五所川原市金木町神原桜元19番地1 桜元14番地 (最後の住所) 青森県五所川原市金木町神原

届出期間満了日 令和7年9月10日

大字神原字桜元14番地

(不動産登記記録上の住所) 北津軽郡金木町

令和7年7月11日

青森地方裁判所五所川原支部

(別紙) を 伞 Ш

割皿 132番 五所川原市金木町神原小泉 Ш

拖路 所在 地積 133番 五所川原市金木町神原小泉 133平方メートル

官

地積 割皿 63平方メートル \blacksquare

地路 所在 144番 五所川原市金木町神原小泉

地積 出 3774平方メートル

145番 五所川原市金木町神原小泉

西村 146番 五所川原市金木町神原小泉 579半方メートル

 \mathbb{H}

地積 五所川原市金木町神原小泉 1199平方メートル

147番

沖縄県沖縄市照屋2丁目6番5号 申立人 一般社団法人照屋友の会 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)(記載なし)

所有者 島袋 3分の1仲宗根 所有者 仲間小 持分3分の1 仲間 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)(記載なし) 幸運 .

所有者 友寄 3分の1 友寄 景増 届出期間満了日 令和7年9月5日 令和7年7月11日 那覇地方裁判所沖縄支部 住所・居所 不明 (不動産登記記録上の住所)(記載なし)

(別紙) 所在 沖縄市照屋二丁目 物件 三線

410番2

地 地積 6.94平方メートル 池沼

会社その他の公告

務全部を承継して存続し、乙と丙と丁は解散する ことにいたしました。 左記会社は合併して、甲は乙と丙と丁の権利義

和七年六月二十五日、乙は令和七年六月二十三日、効力発生日は令和七年十月一日であり、甲は令 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 十五日に、それぞれ株主総会において合併を承認 丙は令和七年六月二十六日、丁は令和七年六月二 する旨の決議をしております。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

(N) https://somewrite.com/news/info/ gappeikokoku/決算書_20240401 publicnotices/202506.pdf (甲) https://aiasahi.jp/media/corp/

丙 https://www.dec-mo.jp/publicnotices/ pdf/publicnotices33.pdf 20250331.pdf

Ĵ 令和七年七月二十五日 東京都港区赤坂一丁目一四番一四号 代表取締役 森崎殿 東京都千代田区神田神保町二丁目二番地 https://moov.ooo/pdf/kessan _20240401-20250331.pdf (甲)朝日インタラクティブ株式会社 森崎賢太郎

代表取締役 池戸 聡(乙) サムライト株式会社

(乙) Mi LIFE株式会社 代表取締役 今井

和昌

憲置

 \mathbb{Z}

令和七年七月二十五日 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の

代表取締役 山﨑 戒(乙)MARU株式会社 山﨑

合併公告

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 (里) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

(N) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ main/corp/m/5/m505/index.html main/corp/m/5/m544/index.html

令和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の(甲)Apaman Network株 内トラストタワーN館 内トラストタワーN館 東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の

東ビル九階 東京都中央区築地三丁目一七番—九興和日 (丙) 株式会社ディーイーシー・マネー

ジメントオフィス 代表取締役 秋山

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一号 (丁) 株式会社朝日デジタルラボ 代表取締役 深田 陽介 裕太

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(里) https://kmasterplus.pronexus.co.jp/ main/corp/m/5/m505/index.html

掲載頁 八十三頁 (号外第三十六号)掲載の日付 令和七年二月二十五日

内トラストタワーN館

代表取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 たしましたので公告します。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年七月十六日 掲載紙 日刊工業新聞

東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

大阪市浪速区難波中三丁目四番四一号 (乙) 株式会社珉珉本部

代表取締役 井上 恵

代表取締役 (丙) 株式会社珉珉本店 恵

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 りです。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は左記のとお

掲載紙

掲載頁 掲載の日付 令和七年七月十七日 五十九頁 (号外第一六四号)

令和七年七月二十五日 掲載紙 官報 掲載頁 五十九頁 (号外第一六四号) 掲載の日付 令和七年七月十七日

東京都港区港南二丁目一六番七号品川Vタ ワー二三〇一号室 (甲)株式会社ジャパントラストホール ディングス

東京都千代田区有楽町一丁目一三番二号第代表取締役 神谷 隆 生命日比谷ファースト一八階 (乙) 株式会社Journey 代表取締役 神谷

合併公告

部を承継して存続し乙及び丙は解散することにい この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全

です。 (甲) 確定した最終事業年度はありません。

(乙・丙)

令和七年七月二十五日 掲載頁 四頁

代表取締役 井上 恵 (甲) 株式会社GJ1

大阪市浪速区難波中三丁目四番四一号

合併公告

承継して存続し、乙は解散することにいたしまし この合併に対し、異議のある債権者は、本公告 左記会社は合併して、甲は乙の権利義務一切を

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。 \mathbb{Z} 掲載紙 掲載の日付 令和七年三月二十五日 官報

和七年七月二十五日 東京都千代田区大手町一丁目七番二号 株式会社Japan Promo

掲載頁 五十六頁 (号外第六十三号)

大阪市中央区南本町 一丁目八番一四号 t i o n H o l d i n g s 代表取締役 丸山 哲夫

(乙) 株式会社CCG HOLDINGS 代表取締役 目黒 拓

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

甲・乙

掲載

官報

東京都品川区西五反田八丁目九番五号 和七年七月二十五日 掲載頁 六十頁 (号外第一〇三号) 掲載の日付 令和七年五月九日

令

東京都品川区西五反田八丁目九番五号 (乙) クラスタークリエイタージョブズ (甲) クラスター株式会社 代表取締役 加藤 直人

代表取締役 宇佐美和樹

株式会社

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

です。 なお、 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載紙 官報

掲載頁 掲載の日付 令和七年七月九日 七十六頁 (号外第一五七号)

 \mathbb{Z}

掲載紙 官報 掲載頁 七十六頁 (号外第一五七号) 掲載の日付 令和七年七月九日

令和七年七月二十五日 (甲) アニホスフォレスト株式会社東京都板橋区南常盤台一丁目一四番一一号

合併公告

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

甲 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年六月十二日

二頁

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 令和七年七月二十五日 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 二頁 掲載の日付 令和七年六月十二日

東京都中央区銀座七丁目一六番二一号 (甲) 大江戸温泉物語ホテルズ&リゾー ツ株式会社

八三〇 (乙) 湯央ノゾー、よい、京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町京都市下京区五条通河原町西入本覚寺前町をおり、橋本 啓太 代表取締役 川﨑 俊介

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 (甲)金融商品取引法による有価証券報告書提出 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 一最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 掲載

掲載页 七十七頁 (号外第一六三号)

東京都北区上十条一丁目二二番一八号 (乙) 株式会社モンヴィラージュ 代表取締役 山村 節子 代表取締役 山村 穂積

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲・乙

令和七年七月二十五日 長野市篠ノ井御幣川三〇三番地一 掲載頁 一四三頁 (号外第一四八号) 掲載の日付 令和七年六月三十日

長野市篠ノ井御幣川三〇三番地一 代表取締役 宮崎 寛(甲)万株式会社萬屋商店 代表取締役 で長収帝役 宮崎 寛(乙)株式会社ミヤザキ

合併公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

令和七年七月二十五日 東京都北区田端六丁目一番一号

(甲) 日本ドライケミカル株式会社 代表取締役 亀井 正文

千葉市中央区中央港一丁目二四番一四号 $\widehat{\mathbb{Z}}$

代表取締役 松尾登志紀日本ドライメンテナンス株式会社

合併公告

の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載 継して存続し乙は解散することにいたしました。 最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです (甲) https://www.log.nipponsteel.com/ 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

 \mathbb{Z} https://www.log.nipponsteel.com nslogikashima/koukoku.html nslogihigashinihon/koukoku.html

東京都中央区日本橋茅場町一丁目一〇番五号 令和七年七月二十五日

茨城県鹿嶋市平井東四丁目六番地一 (甲) 株式会社NSロジ東日本 代表取締役 堀 裕二

(乙) 株式会社NSロジ鹿島 代表取締役 大竹 幸一

継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 合併公告 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 | 掲載の日付 | 令和七年七月十六日 | 掲載の日付 | 令和七年七月十六日 | 掲載頁 | 六十八頁(号外第二七二号) | 掲載紙 | 官報 | 官報 | 官報 | 日付 | 令和六年十一月二十二日 月二十二日

令和七年七月二十五日 名古屋市港区十一屋二丁目三三七番地 掲載頁 五十五頁 (号外第一六三号)

名古屋市港区十一屋二丁目三三七番地 (乙) のぼりマート株式会社 株式会社アサノスクリーン 代表取締役 後藤 幸弘

代表取締役

後藤 幸弘

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

更 掲載頁 五十四頁(号外第八十八号)掲載の日付 令和七年四月十八日掲載 官報

 \mathbb{Z} 掲載 官報 掲載頁 八十二頁(号外第一四八号)掲載の日付 令和七年六月三十日

令和七年七月二十五日 静岡市清水区三保三七九七番

新潟市中央区入船町四丁目三七七六番地代表取締役 檀上 明 (甲) 常石三保造船株式会社一保三七九七番地

代表取締役 一柳 雅人(乙)新潟造船株式会社

合併公告

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 継して存続し乙は解散することにいたしました。左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 甲 金融商品取引法による有価証券報告書提出

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 令和七年七月二十五日 済 計算書類の公告義務はありません。

静岡県浜松市中央区東三方町六九番地 (甲) 株式会社クレステック

神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川三丁目 番八号ベルメゾン西谷 代表取締役 栗沢 威臣

取締役 福岡 潤有限会社アルファ・ティー

継して存続し乙は解散することにいたしました。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載 官報 掲載頁 八十一頁 (号外第一六四号) 掲載の日付 令和七年七月十七日 掲載の日付 令和七年七月十七日

令和七年七月二十五日 名古屋市中区千代田一丁目五番一一号 (甲) 丸一自動車株式会社

掲載頁 七十頁 (号外第一六四号)

名古屋市中区千代田一丁目五番一一号 丸一エンタープライズ株式会社 代表取締役 土本 直人 代表取締役 土本 直人

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継して存続し乙は解散することにいたしました。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

官

(甲) 掲載紙 掲載の日付 令和七年七月十四日 官報

(乙) 計算書類の公告義務はありません。 令和七年七月二十五日 掲載頁 一三〇頁 (号外第一六一号)

大阪市中央区島之内一丁目四番七号 (甲) 株式会社ワイエムエス 代表取締役 猪股

大阪市中央区島之内一丁目四番七号 (乙) 有限会社ポチ

取締役 宮内 孝之

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の株主総会の承認決議は令和七年八月二十七日を 継して存続し乙は解散することにいたしました。 予定しております。 この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 効力発生日は令和七年一〇月一日であり、両社 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

27

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) https://www.web-koukoku.org/

(N) https://www.web-koukoku.org/ 0506095169/

令和七年七月二十五日 大阪市中央区南本町二丁目四番三号

大阪市中央区南本町二丁目四番三号丸全ビル

継して存続し、乙は解散することにいたしました この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

 \mathbb{Z} 掲載 官報

令和七年七月二十五日 掲載頁 六十四頁 (号外第一六四号)

香川県高松市磨屋町六番地六

吸収分割公告

関する権利義務を承継し乙はそれを承継させるこ左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産事業に とにいたしました。

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

更

代表取締役 足立 隆則 (乙) 株式会社日美

甲 掲載 官報

掲載頁 六十五頁 (号外第一六四号)掲載の日付 令和七年七月十七日

掲載の日付 令和七年七月十七日

(甲) 株式会社アーバンレック 代表取締役 河野 守邦

香川県高松市磨屋町六番地六 (乙) 株式会社アーバンプロパティーズ 代表取締役 河野 守邦

吸収分割公告

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

確定した最終事業年度はありません。

掲載の日付 令和七年五月二十日 掲載頁 六十二頁 (号外第一一〇号)

(甲) 丸全株式会社

代表取締役 大久保説子

(甲) 掲載 官報

 \mathbb{Z} 掲載頁 七十三頁 (号外第一二九号)

掲載頁 九十八頁 (号外第一三八号) 掲載の日付 令和七年六月二十日

福島県二本松市宮戸三〇番地

代表取締役

継し乙はそれを承継させることにいたしましたの 業及び美術品等の販売事業に関する権利義務を承 で公告します。 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸事

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません。 掲載 千葉日報

掲載の日付 令和七年七月四日 掲載頁 十三頁

令和七年七月二十五日 青森県三沢市新町三丁目三一番地二二〇一号 (甲) ベルワイズホールディングス株式

令和七年七月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目七番二二号

(甲) 株式会社ギャラリー・サカ

代表取締役 木田

東京都港区赤坂九丁目六番一四号

(乙) 株式会社ギャラリーサカ

代表取締役

木田 三保

青森県三沢市新町三丁目三一番地二二〇一号会社 代表取締役 花田 仁

代表取締役 花田 仁

吸収分割公告

隈町一六五一番地)とは、吸収分割して、甲は乙 の東北事業所の事業に関する権利義務を承継し、 OKエラストマー株式会社(乙、福岡県嘉麻市大 乙はそれを承継させることにいたしましたので公 当社(甲、福島県二本松市宮戸三○番地)とN を除く乙が営む一切の事業に関する権利義務を承 る支配または管理及びグループ運営に関する事業

ストリア(乙、住所茨城県水戸市泉町三丁目一番

当社(甲)は、吸収分割により、株式会社アダ

吸収分割公告

二七号)が株式を保有する会社の事業活動に対す

に終了しております。 乙の株主総会の承認決議は令和七年七月二十四日 告します。 効力発生日は令和七年十月一日であり、甲及び

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲

継することにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

> (乙) 金融商品取引法による有価証券報告書を提 (甲) 確定した最終事業年度はありません

令和七年七月二十五日

東京都渋谷区渋谷二丁目二一番一号

代表取締役 北村 株式会社アダストリア

嘉輝

掲載の日付 令和七年六月十一日

令和七年七月二十五日

二本松NOK株式会社 菅澤 祐

吸収分割公告

ことにいたしました。 OMELODIA MARITIME PTE 運 (乙、住所東京都中央区京橋二丁目一八番二号) LTD株式保有事業に関する権利義務を承継する (甲)は、吸収分割により株式会社明治海

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

甲 掲載 官報

掲載頁 九十九頁 (号外第一六二号) 掲載の日付 令和七年七月十五日

掲載 官報

令和七年七月二十五日 掲載頁 九十九頁(号外第一六二号) 掲載の日付 令和七年七月十五日

エスティームマリタイムジャパン株式会社 東京都中央区京橋二丁目一八番二号

代表取締役 内田 貴也

吸収分割公告

吸収分割公告

〇W大東店)経営事業に関する権利義務を承継し大阪府大東市諸福七丁目四番二二号 屋号ARR 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 乙はそれを承継させることにいたしました。 甲 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の遊技場(所在 掲載紙 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 日刊工業新聞

 $\widehat{\mathbb{Z}}$ 掲載の日付 令和七年七月三日

第 1514号

令和七年七月二十五日 掲載頁 八十七頁(号外第一二一号掲載の日付 令和七年六月二日掲載紙 官報 東京都中央区銀座三丁目九番七号 (甲) 株式会社ベガスベガス 代表取締役 高橋 秀之 号

大阪府八尾市天王寺屋二丁目六八番地 代表取締役 平川 晴基 (乙) 富士開発株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 る権利義務を承継し乙はそれを承継させることに いたしました。 運行事業及びドローンショーサービス事業に関す この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の物流ドローン 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

官

 $\widehat{\mathbb{Z}}$

(甲)確定した最終事業年度はありません。 掲載 官報

掲載の日付 令和六年十一月二十八日

令和七年七月二十五日 東京都千代田区平河町一丁目三番一三号 掲載頁 一三七頁 (号外第二七六号)

東京都千代田区平河町一丁目三番一三号 株式会社AlterSky 代表取締役 村井 宏行

(乙) 株式会社SkyDrive

吸収分割公告

務の一切を、令和七年十月一日を効力発生日としの営むソリューション事業に関して有する権利義 社(以下「承継会社」といいます。)は、分割会社社」といいます。)、及び、アルファサード株式会 いたしました。 朝日インタラクティブ株式会社(以下「分割会 承継会社に承継させる吸収分割を行うことに

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 なお、 この吸収分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(分割会社) https://aiasahi.jp/media/corp publicnotices/202506.pdf

(承継会社)

令和七年七月二十五日 東京都千代田区神田神保町二丁目二番地

第二中井ビル四階 (承継会社) アルファサード株式会社 代表取締役 森崎賢太郎

サービスセンターにおいて行う事業に関する権利 ました。 義務を承継し乙はそれを承継させることにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい です。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) https://kessan.info/200862058.html

 \mathbb{Z} 掲載 日刊工業新聞

東京都港区北青山二丁目五番一号

東京都港区北青山二丁目五番一号

吸収分割公告

を除く。)に関する権利義務を承継することにいた び山形県山形市南館に所在する店舗にかかる事業 番一号)のアミューズメント事業及び古物売買事 業(東京都千代田区外神田、新潟県新潟市東区及 リッジ(乙、住所東京都千代田区外神田二丁目七 しましたので公告します 当社(甲)は、吸収分割により株式会社ビイブ

https://alfasado.net/publicnotice/public-notice-22.html

(分割会社) 朝日インタラクティブ株式

大阪府大阪市中央区北浜一丁目一番二一号 代表取締役 森崎賢太郎

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産運営部

令和七年七月二十五日 掲載頁 十二頁 掲載の日付 令和七年七月一日

(甲)伊藤忠ユニダス株式会社 代表取締役 畔 上 明

 \mathbb{Z} 伊藤忠人事総務サービス株式会社 代表取締役 澤瀉 久修

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲)確定した最終事業年度はありません 官報

掲載頁 八十五頁 (号外第一六二号) 掲載の日付 令和七年七月十五日

令和七年七月二十五日 東京都千代田区外神田二丁目七番一号

代表取締役 株式会社iクレーン 橋本 昌治

吸収分割公告

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 業に係る権利義務を承継し、 ることにいたしました。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事 、乙はそれを承継させ

令和七年七月二十五日 神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号 (甲)鎌倉キャピタル合同会社

号日本橋水野ビル七階 東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二 代表社員 金谷 正文

(乙) 合同会社ガネーシャ 代表社員 小口 裕太

吸収分割公告

及び請負業に関する権利義務を承継することにい ス (乙、本店 静岡市葵区北安東二丁目二四番) 五―三号)の労働者派遣事業、有料職業紹介事業 たしました。 当社(甲)は、吸収分割により有限会社フェイ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとお

 \mathbb{Z} 令和七年七月二十五日 計算書類の公告義務はありません。 確定した最終事業年度はありません

神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番二 一号エクセレントプラザ新横浜四階 株式会社フェイスウィズ

代表取締役

垂井

敬一

吸収分割公告

る権利義務を承継し乙はそれを承継させることに いたしましたので公告します。 左記会社は吸収分割して甲は乙の全事業に関す

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

(甲) 確定した最終事業年度はありません

(乙) 掲載紙 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月十五日

令和七年七月二十五日 掲載頁 十頁

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地

静岡県伊豆の国市長岡一三〇八番地 (甲) 株式会社かめや恵庵 代表取締役 中野 琢雄

(乙) 株式会社かめや 河野 貢

代表取締役

吸収分割公告

業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させ ることにいたしました。 左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事

告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に対し異議のある債権者は、本公 令和七年七月二十五日

八号 名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇 (甲) 尾張トレーディング合同会社 代表社員 伊藤 学

VORT秋葉原Ⅳ二階 東京都千代田区神田須田町一丁目七番八号

(乙) 合同会社ナマギーリ 代表社員 小口 裕太

吸収分割公告

営業事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 継させることにいたしましたので公告します。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の旅館業・浴場 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません

令和七年七月二十五日 計算書類の公告義務はありません。

熊本県上天草市松島町合津四七一〇番地二

熊本県上天草市松島町合津四六一六番地二 (甲) 株式会社八州観光開発 代表取締役 橋本 方臣

(乙) 有限会社八州観光開発 代表取締役 橋本久美子

吸収分割公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 の一部に関する権利義務を承継し乙はそれを承継 させることにいたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産賃貸業

(甲) 掲載紙 掲載の日付 令和七年七月二十五日 日刊工業新聞

二頁

とおりです

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次の

 \mathbb{Z} 掲載紙 日刊工業新聞 掲載頁 掲載頁 二頁 掲載の日付 令和七年七月二十五日

令和七年七月二十五日

宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋七七六番地 宮崎県児湯郡高鍋町大字北高鍋七七六番地 (甲)株式会社リラクシン 代表取締役 黒木 敏史

新設分割公告

び動画配信事業並びに広告代理事業に関する権利 義務を承継させることにいたしましたので公告し 号六本木ユニハウス)に対して当社の動画制作及 side(住所東京都港区六本木四丁目三番一一 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 新設分割により新設する株式会社in

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 六十五頁 (号外第一五七号) 令和七年七月二十五日

掲載の日付

令和七年七月九日

東京都港区六本木七丁目七番七号八階 株式会社プリマヴェーラ

春奈

代表取締役 榎本

を承継させることにいたしましたので公告しま となる資産を除く。)の管理事業に関する権利義務 経営事業及びそれに附帯又は関連する事業に必要 五三番地の二)に対して当社の資産(但し、薬局 メディカル(住所、岐阜県多治見市太平町四丁目 当社は、新設分割により新設する株式会社大和 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

29

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日当社に計算書類の公告義務はありません。

岐阜県多治見市太平町四丁目五三番地の二

取締役 髙島 和久有限会社大和メディカル

新設分割公告

三号)に対して当社の材木事業、ウェブ関連事業、Ts株式会社(住所熊本市中央区八王寺町三三番 その他事業に関する権利義務を承継させることに いたしました。 この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲 当社は、新設分割により新設するShell

載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。 なお、計算書類の公告義務はありません。 令和七年七月二十五日

熊本市中央区八王寺町三二番一〇号 有限会社Hi―Shell

髙貝 辰治

代表取締役

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

代表社員 河野 (表社員 河野 弘合同会社オフィスK

組織変更公告

ました。 当社は、 株式会社に組織変更することにいたし

令和七年七月二十五日

合同会社ベターデイズラボ 誠治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし 効力発生日は令和七年九月一日であり組織変更

代表取締役 黒木 敏之

(乙) 株式会社黒木本店

組織変更公告

令和七年七月二十五日 東京都目黒区中町二丁目一七番一号

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

門40MTビル七階 東京都港区虎ノ門五丁目一三番一号・虎ノ

代表社員 大岸

後の商号はDAIJYU株式会社とします。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月二十五日 大阪府堺市西区鳳中町三丁六二番四-二〇

代表社員 合同会社DAIJYU 平井 大樹

組織変更公告

ました。 当社は、 効力発生日は令和七年九月一日であり、 株式会社に組織変更することにいたし 組織変

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 更後の商号はAIM株式会社とします。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年七月二十五日

岡山市南区泉田一丁目六番三号—一三〇五 エイム合同会社

代表社員 板倉麻莉菜

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲 令和七年七月二十五日

香川県観音寺市豊浜町姫浜五一八番地一 代表社員 合同会社ヱビス屋 合田 拓宣

組織変更公告

十六条の三第二項の規定により公告します。 日を予定しております。 ととしましたので、土地改良法(昭和二十四年法 律第一九五号)第七十六条の十六で準用する第七 当土地改良区は認可地縁団体に組織変更するこ 効力発生日は宮崎県知事が組織変更を認可した

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 算書及び財産目録の開示状況は次のとおりです。 なお、最終事業年度に係る貸借対照表、収支決 この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年七月二十五日 小林市土地改良区合同事務所 宮崎県小林市堤一〇八番地 宮崎県小林市堤一〇八番地一

理事長 大丸土地改良区 丸尾 義盛

組織変更公告

ました。 当社は、株式会社に組織変更することにいたし

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲

令和七年七月二十五日

泊 沖縄県那覇市泊三丁目一番地二Fステージ 一 〇 丘 1000tas0合同会社 代表社員 鉢嶺 慶人

効力発生日変更公告

ので公告します。 力発生日を令和七年九月一日に変更いたしました 当社は、令和七年八月一日予定の吸収分割の効

令和七年七月二十五日

TAIKI3BLDG. 神奈川県藤沢市藤沢一〇五一―五 | 四 F

資本金の額の減少公告

代表取締役 永松 秀行富士リアルティ株式会社

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千八十六円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を八億八千七百九十四万四 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年七月十日 掲載 日刊工業新聞

掲載頁 二頁

令和七年七月二十五日

東京都中央区東日本橋一丁目四番六号五F

資本金の額の減少公告

代表取締役 矢本 真丈 株式会社10X

主総会の決議は、令和七年七月十日に終了してお効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株 少し一億円とすることにいたしました。 効力発生日は令和七年八月三十一日であり、 当社は、資本金の額を九億五百五十万五千円減

ります。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、確定した最終事業年度はありません。 令和七年七月二十五日

東京都渋谷区恵比寿西二丁目四番八号ウィ ンド恵比寿ビル八F 代表取締役 加藤 賢

資本金の額の減少公告 当社は、資本金の額を三億七千三百五十五万五

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 千円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 確定した最終事業年度はありません。 東京都港区虎ノ門一丁目三番一号

株式会社GJ1 恵一

資本金の額の減少公告 代表取締役 井上

当社は、資本金の額を六千五百四十六万六千五

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済 東京都新宿区神楽坂四丁目八番地神楽坂プ

ラザビル 代表取締役 鈴木 貴史株式会社TalentX

資本金の額の減少公告

官

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 二十円減少し一億円とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり 当社は、資本金の額を五千二百四十万七千三百

https://k.secure.freee.co.jp/companies

東京都江東区毛利一丁目一〇番二一二〇四号

Hanji株式会社

ります。

村田 洋佑

資本金の額の減少公告 代表取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 百六十四円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を一億三百七十四万九千四 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 東京都港区北青山二丁目一二番一六号

株式会社Knowhere 代表取締役 伊藤 久史

当社は、資本金の額を一億七千万円減少するこ資本金の額の減少公告 とにいたしました。

です 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年七月二十五日 https://www.tastable.jp

東京都中央区日本橋小伝馬町一四番四号 株式会社Tastable

資本金の額の減少公告

万円とすることにいたしました。 当社は、資本金の額を九千万円減少し九千九百 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

確定した最終事業年度はありません。 令和七年七月二十五日

ストタワー二一階 東京都港区虎ノ門四丁目三番一号城山トラ 会社 代表取締役 石田 良成RE Power Connect株式

資本金の額の減少公告

主総会の決議は令和七年五月三十日に終了してお効力発生日は令和七年八月三十一日であり、株 り替えることにいたしました。 減少する資本金の額の全額を資本準備金に振 資本金の額を二千万円減少し一億円と

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載頁 四十頁 (号外第一三〇号) 掲載の日付 令和七年六月十二日

令和七年七月二十五日 東京都中央区銀座七丁目四番一四号

代表取締役 光商工株式会社 村田

379585/announces

https://k.secure.freee.co.jp/companies

資本金の額の減少公告

とにいたしました。 当社は、資本金の額を一億五千万円減少するこ

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

東京都渋谷区神宮前六丁目五番六号

代表取締役 田村富美子

代表取締役 山中 昭浩 資本金の額の減少公告

とにいたしました。

掲載紙 官報

掲載の日付 令和七年二月二十七日

熊本県阿蘇郡小国町宮原二三二二番一号

準備金の額の減少公告

の他資本剰余金とすることにいたしました。 おります。 主総会の決議は令和七年五月二十三日に終了して 五万五千二百五円減少し、その減少額の全額をそ 当社は、資本準備金の額を十三億七千五百二十 効力発生日は令和七年八月二十九日であり、 株

この決定に対し、異議のある債権者は、本公告 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 金融商品取引法による有価証券報告書提出済

代表取締役社長 株式会社リソー教育 天坊 真彦

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

掲載の日付 令和七年七月十七日 掲載頁 七十八頁 (号外第一六四号)

令和七年七月二十五日

三豊企業株式会社

当社は、資本金の額を一億五千万円減少するこ

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 掲載頁 六十九頁 (号外第三十九号)

ふるさと熱電株式会社

代表取締役 赤石

和幸

掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

東京都豊島区目白三丁目一番四〇号

準備金の額の減少公告

十五万円減少することにいたしました。 の決議により、資本準備金の額を八億一千六百七 当社は、令和七年六月二十五日開催の株主総会

者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内に当社に 対して異議を申し出ることができます。 この資本準備金の減少に対して異議のある債権 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

publicnotices/202506.pdf https://aiasahi.jp/media/corp/

令和七年七月二十五日 東京都千代田区神田神保町二丁目二番地 朝日インタラクティブ株式会社

準備金の額の減少公告

代表取締役

森崎賢太郎

ることにいたしました。 当社は、資本準備金の額を九百九十万円減少す

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載紙 官報

掲載頁 一〇七頁 (号外第一六六号) 掲載の日付 令和七年七月十八日 令和七年七月二十五日

九〇三号 大阪府三島郡島本町山崎四丁目二〇番五―

テッズ・リアルティ・マネジメント株式 代表取締役 川口 哲央

準備金の額の減少公告

条件として、その増加額全額を減少することにい 株式交換により資本準備金の額が増加することを たしました。 当社は、効力発生日を令和七年九月二日とする

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月二十五日 沖縄県糸満市字武富七四三番地の二

ケイズホールディングス株式会社 代表取締役 神谷 輝夫

資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を一億三千五百九十万四千

千五百二十七円減少し、それぞれ五千万円、 三百九十八円、資本準備金の額を九千四十一万二 とすることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 、 〇 円

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載 日刊工業新聞 掲載の日付 令和七年七月二十四

令和七年七月二十五日 千葉市稲毛区稲毛東三丁目六番一一号

代表取締役 株式会社大和グループ 直樹

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 額は同日前を下回ることはありません。 すので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の 万四千百七十三円減少することにいたしました。 百七十四円、資本準備金の額を十六億三百二十五 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 当社は、資本金の額を十六億三百二十五万四千 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり ただし、同時に株式の発行により増額いたしま

掲載の日付 掲載紙 日刊工業新聞 令和七年六月三十日

令和七年七月二十五日

東京都渋谷区神宮前三丁目二五番一五号 株式会社デイトナ・インターナショナル 代表取締役 佐々木 聡

資本金及び準備金の額の減少公告

剰余金に振り替えることにいたしました。 九千九百三十三円減少し、その全額をその他資本 百三十三円、資本準備金の額を九千九百九十九万 八月二十九日までにお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、 当社は、資本金の額を九千九百九十九万九千九 令和七年

掲載頁 一六〇頁(号外第一〇二号)掲載の日付 令和七年五月八日 掲載 官報

なお、最終貸借対照表の要旨の開示状況は次の

31

令和七年七月二十五日 木挽ビル三階株式会社羅針盤東京都中央区銀座七丁目一六番二一号銀座 代表取締役 佐々木文人

資本金及び準備金の額の減少公告

○円とすることにいたしました。 金の額を二億五千万円減少し、それぞれ一千万円、 当社は、資本金の額を二億五千万円、資本準備

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年七月二十五日 掲載頁 八十六頁 (号外第一号) 掲載の日付 令和七年一月六日

東京都千代田区麹町六丁目六番二号

株式会社ブイシンク 井部 孝也

資本金及び準備金の額の減少公告 代表取締役社長

りです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 本準備金の額を一千九百九十八万円減少すること にいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとお 当社は、資本金の額を二千九百九十八万円、資

http://www.tech-arts.co.jp/ir/index.html 令和七年七月二十五日

堂ビル 東京都港区南青山三丁目一三番二二号善光 株式会社テクノロジックアート 代表取締役 長瀬 嘉秀

資本金及び準備金の額の減少公告 当社は、資本金の額を五千五十万九千九百五十

円、資本準備金の額を二億三十一万四千九百五十

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 円減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

掲載の日付 令和七年七月二十五日 掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 二頁 令和七年七月二十五日

東京都品川区東五反田五丁目一〇番二五号 代表取締役 株式会社タンプ 斎藤

資本金及び準備金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 万六千八百三十円減少することにいたしました。 八百三十円、資本準備金の額を金七千五百七十一 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 令和七年七月二十五日 当社は、資本金の額を金七千五百七十一万六千 なお、確定した最終事業年度はありません。

住友不動産ふくおか半蔵門ビル三階 東京都千代田区麹町一丁目一二番地一号

LWLHCホールディングス株式会社 代表取締役 津田敬太郎

資本金及び準備金の額の減少公告

千円減少することにいたしました。 千円、資本準備金の額を五億四千七百八十二万三 当社は、資本金の額を四億九千八百九十七万五

です。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

令和七年七月二十五日 https://otta.co.jp/

ショッパーズ福岡八F 株式会社otta 福岡市中央区天神四丁目四番一一号天神 代表取締役 山本 文和

基準日設定につき通知公告

る株式一株を千株とする株式分割により株式の割 日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有す 当てを受ける株主と定めましたので公告します。 当社は、令和七年八月九日を基準日と定め、 令和七年七月二十五日 司

岡山県玉野市田井六丁目九番一号

令和七年七月二十五日

神奈川県相模原市南区南台三—八—一一—

限定承認者

中澤麻記子

代表執行役 株式会社パワーエックス 伊藤 正裕

定款変更につき通知公告

ので公告します。 る旨の定款の定めを廃止することにいたしました 当社は、令和七年八月十三日付で株券を発行す

令和七年七月二十五日 東京都中野区中野五丁目六六番五号 同日に当社の株券は無効となります。

代表取締役 株式会社つよせ 强瀬 雅忠

合併につき株券等提出公告

を所有する方は、株券提出日である令和七年十月 て解散することにいたしましたので、当社の株券 日までに当社にご提出下さい 当社は、日本ドライケミカル株式会社と合併し

令和七年七月二十五日

千葉市中央区中央港一丁目二四番一四号 代表取締役 松尾登志紀日本ドライメンテナンス株式会社

限定承認公告

いときは弁済から除斥します。の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな 遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求 の相続人は令和七年七月十一日東京家庭裁判所に て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受 後の住所東京都大田区南久が原一丁目一二番本籍東京都大田区南久が原一丁目一二番、最 右被相続人は令和六年三月二十六日死亡し、そ 被相続人 亡 三角 幸生

令和七年七月二十五日 京交通会館一一階 銀座第一法律事務所 東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東

法定代理人親権者 代理人弁護士 限定承認者 鷲 三 角 香 織 礼

限定承認公告

後の住所東京都墨田区向島二丁目九番八号本籍東京都墨田区向島二丁目一九番地五、

の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がな遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求 の相続人は令和七年七月十一日東京家庭裁判所に いときは弁済から除斥します。 て限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受 右被相続人は令和六年十二月十九日死亡し、そ 被相続人

投資主総会開催公告

を開催いたします。規約第十二条第一項の規定に を行使できる投資主といたします。 に記載または記録された投資主をもって、 より、令和七年七月三十一日の最終の投資主名簿 本投資法人は、令和七年十月一日に投資主総会

令和七年七月二十五日

東京都港区浜松町二丁目三番一号

シノケン・レジデンシャル投資法人 執行役員 宮原秀一郎

報

官

優先資本金の額の減少公告

権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申 終了しております。この決定に対し異議のある債 ました。効力発生日は令和七年八月二十九日であ し出下さい。 社員総会の決議は、令和七年七月二十四日に 二億五千三百三万円とすることにいたし 優先資本金の額を七千六百四十一万円

要旨は令和七年七月十日付官報の号外第一五九号 七十八頁に掲載されています。 令和七年七月二十五日 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

厚木森の里特定目的会社 取締役 中津 正憲

東京都千代田区飯田橋四丁目七番一号結和

税理士法人内

優先資本金の額の減少公告

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 ることにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 優先資本金の額を六千五百万円減少す

の官報号外第九十号八十四頁掲載のとおりです。 令和七年七月二十五日 東京都千代田区霞が関三丁目二番五号 最終貸借対照表は令和七年四月二十二日

J R E 取締役 B特定目的会社 鄭 武壽

千万円減少することにいたしました。 の規定に基づき、優先資本金の額を金三十三億七 優先資本金の額の減少公告 当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条

要旨は令和六年九月二十五日付官報の号外第二百 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 一十三号六十八頁に掲載されています。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の

和七年七月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目六番五号 アールイーエフツー・インベストメンツ

特定目的会社 取締役 粟国

優先資本金の額の減少公告

の規定に基づき、優先資本金の額を金四千四百万 円減少することにいたしました。 資産の流動化に関する法律第一〇九条

> 要旨は、令和七年一月二十四日付官報の号外第十 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 四号百十九頁に掲載されています。 なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

令和七年七月二十五日

キャピタル税理士法人内 東京都港区西新橋一丁目一 一番九号メンタ

優先資本金の額の減少公告

少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲 優先資本金の額を九億八千五百万円減

掲載紙 官報

掲載頁 八十頁 (号外第二四五号) 令和七年七月二十五日

ジェイロジスティック特定目的会社

吉岡 淳

取締役

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい 減少することにいたしました。 この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲

https://www.kaikei-home.com/axess/0083/

令和七年七月二十五日

取締役 滝澤

させることにいたしましたので公告します。 新設分割により新設する株式会社野村

ことにいたしました。

載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。 これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲 なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

光雄

HCBプラチナ特定目的会社 取締役 武野氏伸哉

び損益計算書の開示状況は次のとおりです。 載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及

掲載の日付 令和六年十月二十一日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

優先資本金の額の減少公告

当社は、 優先資本金の額を八億九千六百十万円

最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

index.html

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号 Regal特定目的会社

新設分割公告及び資本金の額の減少公告

正樹

商事(埼玉県所沢市本郷一〇八六番地の九)に対 して、当社の飲食店事業に関する権利義務を承継 当社は、

また当社は、資本金の額を八八〇万円減少する

令和七年七月二十五日 長野県安曇野市穂高有明三六一八番地四四

代表取締役 有限会社大和商事 野村

債権申出の公告 第一回

申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお 項の規定により令和七年七月一日解散の認可 清算から除斥します。 あったものとみなされたので、当基金に債権を有 当基金は、確定給付企業年金法第八十一条第三 令和七年七月二十五日

〇六号室

千葉県市川市行徳駅前三丁目九番一九号三

日鉄物流企業年金基金

清算人

別所

靖明

30日」とあるは「⑨�杏7年5月29日」の誤りに 行業者営業保証金取戻し公告中、「⑨�者7年5月 つき訂正します。 令和七年七月一日 (号外第一五〇号) 掲載の旅

令和七年七月二十五日

ヴィーナ道灌山 東京都荒川区西日暮里 三丁 月十 九

S T A R 合同会社 T I G E R 代表社員 T R A V E 張 明 L 玲

訂正公告

は「型骵圏沿舟 1,119」の誤りにつきそれぞれ 主資本 1,503] の、「利益剰余金 1,118] とある 計 3,430]の、「森田資本 1,502]とあるは「森 純資産合計 3,429] とあるは |負債・純資産合 3,429] とあるは「資産合計 3,430」の、「負債・ の第六十期決算公告(枠組)中、「資産の計 訂正します 令和七年六月二十三日 (号外第一三九号) 掲

6)

令和七年七月二十五日

岐阜県恵那市武並町竹折一六三一番地 昭和包装工業株式会社

代表取締役

古市

喜久

正 誤

るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執文部科学省・環境省令第一号(研究開発等に係る文部科学省・環境省令第一号(研究開発等に係る令和七年三月二十一日(号外第五十八号)公布 する省令)

(原稿誤り)

別門蘇共(新9米羅系)次のとおりの誤り。 一七ページ改正後欄一 行目から一二行目までは

〔備光〕

 $1 \sim 11$

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が由来する生物をいう。以下同じ。)に関し、次に掲げる項目について記載すること。 $(1)\sim(5)$

 $13 \sim 22$ (6) <u>11</u>に掲げる項目(宿主がウイルス及び ウイロイドである場合に<u>限る。)</u>

のとおりの誤り。 別記**様式**(第9条関係) 同ページ改正前欄一行目から一二行目までは次

〔備光〕 · ~ 11

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組換え実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞融合実験の場合には当該第二種使用等に係る遺伝子組換え生物等の親生物(法第2条第2項第2号に掲げる技術の利用により得られた核酸又はその複製物が出来する生物 をいう。以下同じ。)に関し、目について記載すること。 $(1)\sim(5)$ 国上

(京島県)・ 全和七年二月二十六日(号外第三十七号)公布男は一条では一貫での創出等及び地域の農林水産物の利用促進に事業の創出等及び地域資源を活用した農林漁業者等による新農林水産省令第五号(野菜生産出荷安定法施行規農林水産省令第五号(野菜生産出荷安定法施行規農林水産省令第五号(一条外第三十七号)公布(京島県)・) <u>12</u>に掲げる項目(宿主がウイルス及び ウイロイドである場合に<u>限る)。</u> 国上

道農政事務所長を含む。)」を削 (原稿誤り) 五ページ第一条改正後欄終りから二行目 (北海